

▲専用サービス契約約款 (平成 11 年経企第 27 号)

実施 平成 11 年 7 月 1 日

目次

第1章 総則	8
第1条 約款の適用	8
第2条 約款の変更	8
第2条の2 約款の公表	8
第3条 用語の定義	8
第2章 専用サービスの種類	10
第4条 専用サービスの種類	10
第4条の2 外国における取扱いの制限	10
第3章 専用サービスの提供区間等	11
第5条 専用サービスの提供区間等	11
第4章 契約	11
第1節 一般専用サービスに係る契約	11
第6条 一般専用サービスの品目等	11
第7条 契約の種別	11
第8条 契約の単位	11
第9条 共同専用契約	11
第10条 専用申込の方法	11
第11条 専用申込の承諾	11
第12条 専用契約者数の変更	11
第13条 品目の変更	12
第14条 専用回線の分岐	12
第15条 専用回線の移転	12
第16条 専用回線の利用の一時中断	12
第17条 一般専用サービス利用権の譲渡	12
第18条 契約者が行う専用契約の解除	13
第19条 当社が行う専用契約の解除	13
第20条 他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い	13
第21条 その他の提供条件	13
第2節 高速ディジタル伝送サービスに係る契約	13
第22条 高速ディジタル伝送サービスの品目等	13
第23条 契約の種別	13
第23条の2 専用回線の終端	13
第23条の3 専用申込の方法	13
第23条の4 専用申込の承諾	14
第24条 最低利用期間	14
第25条 通信又は保守の態様による細目の変更	14
第26条 削除	
第26条の2 アクセス回線共用	15
第26条の3 専用回線の移転	15
第26条の3の2 削除	
第26条の3の3 高速ディジタル伝送サービス利用権の譲渡	15
第26条の3の4 当社が行う専用契約の解除	15

第26条の4 他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い	16
第27条 その他の提供条件	16
第3節 削除	
第28条 削除	
第29条 削除	
第30条 削除	
第31条 削除	
第31条の2 削除	
第32条 削除	
第32条の2 削除	
第32条の3 削除	
第32条の4 削除	
第33条 削除	
第4節 削除	
第33条の2 削除	
第33条の3 削除	
第33条の4 削除	
第33条の5 削除	
第33条の6 削除	
第33条の6の2 削除	
第33条の6の3 削除	
第33条の6の4 削除	
第33条の7 削除	
第33条の8 削除	
第33条の9 削除	
第5節 削除	
第34条 削除	
第35条 削除	
第36条 削除	
第37条 削除	
第38条 削除	
第39条 削除	
第40条 削除	
第41条 削除	
第42条 削除	
第43条 削除	
第44条 削除	
第45条 削除	
第6節 削除	
第46条 削除	
第47条 削除	
第48条 削除	
第49条 削除	
第50条 削除	
第51条 削除	
第52条 削除	
第53条 削除	
第54条 削除	
第55条 削除	

第56条 削除	
第57条 削除	
第58条 削除	
第59条 削除	
第60条 削除	
第61条 削除	
第62条 削除	
第7節 削除	
第62条の2 削除	
第62条の3 削除	
第62条の4 削除	
第62条の5 削除	
第62条の6 削除	
第62条の7 削除	
第62条の8 削除	
第62条の9 削除	
第62条の10 削除	
第8節 無線専用サービスに係る契約	18
第63条 無線専用サービス	18
第64条 契約の種別	18
第65条 その他の提供条件	18
第9節 削除	
第65条の2 削除	
第65条の3 削除	
第65条の4 削除	
第65条の5 削除	
第65条の6 削除	
第65条の7 削除	
第65条の8 削除	
第65条の9 削除	
第65条の10 削除	
第65条の11 削除	
第65条の12 削除	
第65条の13 削除	
第65条の14 削除	
第10節 衛星専用サービスに係る契約	18
第65条の14の2 衛星専用サービスの品目等	18
第65条の14の3 地球局の区別	18
第65条の14の4 契約の種別	19
第65条の14の5 契約の単位	19
第65条の14の6 共同専用契約	19
第65条の14の7 専用回線の終端	19
第65条の14の8 専用申込の方法	19
第65条の14の9 専用申込の承諾	19
第65条の14の10 品目等の変更	20
第65条の14の11 最低利用期間	20
第65条の14の12 地球局の移転	20
第65条の14の13 地球局の増設又は廃止	20
第65条の14の14 通信不能時の措置	20

第65条の14の15 衛星専用サービス利用権の譲渡	20
第65条の14の16 契約者が行う専用契約の解除	21
第65条の14の17 当社が行う専用契約の解除	21
第65条の14の18 通信の秘密保護	21
第65条の14の19 地球局設備等の据付けに関する申請等	21
第65条の14の20 電波交渉に要する工事等	21
第11節 その他の専用サービス	21
第1款 映像伝送サービスに係る契約	21
第66条 映像伝送サービスの種類等	21
第67条 契約の種別	21
第67条の2 専用回線の終端	21
第67条の3 映像伝送サービス区域	22
第67条の4 専用申込の方法	22
第67条の5 専用申込の承諾	22
第67条の6 専用回線の映像接続点での接続	22
第68条 通信の態様による細目の変更	22
第69条 最低利用期間	23
第70条 削除	23
第70条の2 削除	23
第70条の2の2 回線終端装置の種類の変更	23
第71条 その他の提供条件	23
第2款 削除	
第71条の2 削除	
第71条の3 削除	
第71条の4 削除	
第71条の5 削除	
第71条の6 削除	
第71条の7 削除	
第71条の8 削除	
第71条の9 削除	
第71条の10 削除	
第71条の11 削除	
第71条の12 削除	
第71条の13 削除	
第71条の14 削除	
第71条の15 削除	
第71条の16 削除	
第3款 削除	
第72条 削除	
第73条 削除	
第74条 削除	
第75条 削除	
第76条 削除	
第77条 削除	
第78条 削除	
第79条 削除	
第80条 削除	
第81条 削除	
第82条 削除	

第83条 削除	
第84条 削除	
第85条 削除	
第86条 削除	
第5章 端末設備の提供等	24
第86条の2 端末設備の提供	24
第86条の3 端末設備の移転	24
第86条の4 端末設備の利用の一時中断	24
第6章 回線相互接続	24
第87条 当社又は他社の電気通信回線の接続	24
第88条 接続契約者回線等の相互接続等	24
第89条 同上	24
第90条 同上	25
第91条 同上	25
第7章 利用中止及び利用停止	25
第92条 利用中止	25
第93条 利用停止	25
第8章 専用回線の利用の制限	26
第94条 専用回線の利用の制限	26
第95条 接続契約者回線等による制約	27
第9章 料金等	27
第1節 料金及び工事に関する費用	27
第96条 料金及び工事に関する費用	27
第2節 料金等の支払義務	27
第97条 専用料の支払義務	27
第98条 手続きに関する料金の支払義務	29
第99条 工事費の支払義務	29
第100条 設備費の支払義務	30
第3節 料金の計算等	30
第101条 料金の計算方法等	30
第102条 料金等支払いの連帯責任	30
第4節 割増金及び延滞利息	30
第103条 割増金	30
第104条 延滞利息	30
第5節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い	30
第105条 専用回線に関する料金等のその他の取扱い	30
第105条の2 地球局の検査及び地球局設備等の点検	31
第6節 削除	
第105条の3 削除	
第10章 保守	31
第106条 専用契約者の維持責任	31
第107条 専用契約者の切分責任	31
第108条 修理又は復旧の順位等	31
第11章 損害賠償	32
第109条 責任の制限	32
第110条 免責	32
第12章 雑則	33
第111条 承諾の限界	33
第112条 利用に係る専用契約者の義務	33

第113条 同上	33
第114条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	34
第115条 専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	34
第116条 専用契約者からの通知	34
第117条 専用契約者の氏名等の通知	34
第118条 協定事業者等からの通知	34
第119条 協定事業者等の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	34
第120条 協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行	35
第121条 法令に規定する事項	35
第122条 閲覧	35
第122条の2 個人情報の取扱い	35
第122条の3 専用サービスの廃止	35
第122条の4 専用契約者に対する通知	35
第122条の5 不可抗力	36
第122条の6 特約	36
第13章 附帯サービス	36
第123条 附帯サービス	36
別記	
1 専用サービスの提供区間等	37
1の2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス	37
1の2の2 削除	
2 専用契約者の地位の承継	37
3 専用契約者の氏名等の変更	38
4 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等	38
5 自営端末設備の接続	38
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	39
7 自営電気通信設備の接続	39
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	39
9 当社の維持責任	39
9の2 個人情報の取扱い	39
10 利用権に関する事項の証明	40
11 支払証明書の発行	40
12 協定事業者等の電気通信サービスに関する手続きの代行	40
12の2 削除	
13 新聞社等の基準	40
14 技術資料の項目	41
料金表	
通則	42
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	44
第1類 一般専用サービスに関する専用料	44
第2類 高速ディジタル伝送サービスに関する専用料	57
第3類 削除	
第4類 削除	
第5類 削除	
第6類 削除	
第7類 削除	
第8類 無線専用サービスに関する専用料	105
第9類 削除	
第10類 衛星専用サービスに関する専用料	106

第11類 その他の専用サービスに関する専用料	110
第11類－1 映像伝送サービスに関する専用料	110
第11類－2 削除	
第11類－3 削除	
第12類 手続きに関する料金	116
第2表 工事に関する費用	117
第1 工事費	117
第2 設備費	120
第3表 附帯サービスに関する料金等	121
第1 証明手数料	121
第2 支払証明書の発行手数料	121
第3 削除	
第4 削除	
第5 削除	
料金表別表	
別表	
基本的な技術的事項	123
附則	125
附則別表	
附則別表1 削除	
附則別表2 高額利用割引の特例措置	152

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより専用サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

2 当社が専用サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて専用契約者に通知するご利用ガイド等の専用サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(注) 本条のほか、当社は、専用サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、専用契約者が特段の申出なく専用サービスを利用し、又は料金を支払ったとき、その他専用契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、専用契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 専用サービス	契約の申込み等により当社が提供する区間において当社が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	(1) 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により専用サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5 専用契約	当社から専用サービスの提供を受けるための契約（臨時専用契約となるものを除きます。）
6 臨時専用契約	30日以内の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約又は臨時専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約者	当社と専用契約又は臨時専用契約を締結している者

10 削除	削除
11 専用回線	専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置される電気通信回線
12 削除	削除
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に關し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（事業法の規定に基づき当社が協定事業者から提供を受けている都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
14 接続契約者回線	専用サービスと相互に接続する当社の電気通信設備（別記1の2の2に掲げる契約に基づいて設置されるものに限ります。）
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 他社接続回線	相互接続点において専用回線と接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
17 アクセス回線 共用	(1) 専用回線と相互に接続する接続契約者回線について、その専用回線（別記1の2に定めるものに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）のほか別記1の2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して接続契約者回線を共用すること (2) 専用回線と相互に接続する他社接続回線について、その専用回線のほか別記1の2に定める当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を相互に接続して他社接続回線を共用すること
18 取扱所回線	専用回線のうち、一端が当社の指定する専用サービス取扱所内に終端（相互接続点におけるものを除きます。）するものであってその専用サービス取扱所内の部分
19 加入者回線	専用回線の一部であって、専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とその近傍の当社の指定する専用サービス取扱所との間の部分（取扱所回線であるものを除きます。）
20 削除	削除
21 接続契約者回線等	接続契約者回線又は他社接続回線

22 端末設備	電気通信回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
23 専用回線等	専用回線及び当社が提供する端末設備
24 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
25 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外のものが設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
26 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件に関する規則
27 分岐	1 の専用契約又は臨時専用契約に係る専用回線の中途から専用契約者の請求により当社が指定する場所までの間に専用回線を設置すること
28 分岐回線	専用回線のうち、分岐により設置する部分
29 回線終端装置等	専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
30 警察機関	警察法（昭和 29 年法律第 162 号）に規定する警察庁又は都道府県警察の機関
31 消防機関	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
32 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 専用サービスの種類

(専用サービスの種類)

第 4 条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) 一般専用サービス
- (2) 高速ディジタル伝送サービス
- (3) 無線専用サービス
- (4) 衛星専用サービス
- (5) その他の専用サービス

映像伝送サービス

2 当社は、一般専用サービス及び高速ディジタル伝送サービスに係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。

(外国における取扱いの制限)

第 4 条の 2 当社の提供する専用サービス（衛星専用サービスに限ります。）の取扱いについては、外国の法令及び外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章 専用サービスの提供区間等 (専用サービスの提供区間等)

第5条 当社は、専用サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

第4章 契約

第1節 一般専用サービスに係る契約

(一般専用サービスの品目等)

第6条 一般専用サービスには、料金表に規定する品目があります。

2 一般専用サービスは、終日利用の専用サービスとして提供します。

(契約の種別)

第7条 一般専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

(1) 専用契約

(2) 臨時専用契約

(契約の単位)

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約（臨時専用契約を含みます。以下の節において同じとします。）を締結します。

(共同専用契約)

第9条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上となる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

(専用申込の方法)

第10条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 専用サービスの種類及び品目

(2) 回線数

(3) 通信方式の種類

(4) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目

(5) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る終端の場所

(6) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称

(7) その他その専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第11条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時専用契約に係る申込みがあった場合は、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時専用契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

(1) 専用申込者が、その専用回線と接続することとなる他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る専用申込の場合にあっては、その専用申込者全員が他社接続回線について契約を締結している者全員と同一の者とならないとき）。

(2) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(専用契約者数の変更)

第12条 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申

込書（第 10 条（専用申込の方法）の契約申込書に準拠したものとします。）を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第 11 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（品目の変更）

第 13 条 専用契約者は、専用サービスの品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（専用回線の分岐）

第 14 条 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに料金表第 1 表（料金）に定めるところにより、その専用回線の分岐の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（専用回線の移転）

第 15 条 専用契約者は、他社接続回線に係る終端の場所について変更の申込みを協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出でいただきます。

- 2 前項の届出により、相互接続点の場所を変更する必要が生じたときは、当社はその専用回線を移転します。

ただし、次の場合は専用回線の移転ができないことがあります。

- (1) 第 11 条（専用申込の承諾）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
(2) その届出が臨時専用契約に係るもの場合は、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

- 3 前項ただし書の場合において、専用契約者は、専用サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その専用契約者にそのことを通知します。

（専用回線の利用の一時中断）

第 16 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（一般専用サービス利用権の譲渡）

第 17 条 一般専用サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて一般専用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 一般専用サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行う専用サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により一般専用サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 一般専用サービス利用権を譲り受けようとする者が一般専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての専用契約者の同意がないとき。
(3) その譲渡がその専用回線に接続される他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
(4) その譲受人が、その専用回線と接続される他社接続回線の契約者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る利用権の譲渡の請求にあっては、その譲受人全員が他社接続回線の契約者全員と同一の者とならないとき。）。

4 一般専用サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う専用契約の解除)

第 18 条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第 19 条 当社は、第 93 条(利用停止)の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第 93 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することができます。

3 当社は、前 2 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

(他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い)

第 20 条 当社は、専用契約者からその専用回線に接続する他社接続回線について契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その専用契約を解除します。

ただし、他社接続回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合であって、その専用契約者からその専用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

2 前項に規定するほか、当社は専用契約者とその専用回線に接続する他社接続回線の契約者が同一の者でないことについてその事実を知ったときは、その専用契約を解除することができます。

(その他の提供条件)

第 21 条 一般専用サービスに係る専用契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 2 節 高速ディジタル伝送サービスに係る契約

(高速ディジタル伝送サービスの品目等)

第 22 条 高速ディジタル伝送サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

2 高速ディジタル伝送サービスは、終日利用の専用サービスとして提供します。

(契約の種別)

第 23 条 高速ディジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第 1 表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) 専用契約

(2) 臨時専用契約

(専用回線の終端)

第 23 条の 2 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第 1 表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、相互接続点の場所を除いて、専用契約者と協議します。

(専用申込の方法)

第 23 条の 3 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) その他その専用申込の内容を特定するための事項

2 削除

3 他社接続回線と相互に接続する専用回線に係る専用申込をするときは、第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る終端の場所
- (3) その専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
(専用申込の承諾)

第23条の4 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時専用契約に係る申込みがあった場合は、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時専用契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 削除

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他社接続回線と相互に接続する専用回線に係る専用申込にあっては、第3項の規定に加え、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 専用申込者が、その専用回線と接続することとなる他社接続回線について契約を締結している者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る専用申込の場合にあっては、その専用申込者全員が他社接続回線について契約を締結している者全員と同一の者とならないとき）。
- (2) その専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
(最低利用期間)

第24条 高速ディジタル伝送サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、分岐回線の廃止、専用サービスの品目の変更、料金表第1表に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合（他社接続回線に係る分岐回線の廃止又は専用回線の移転があった場合を含みます。）は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

（通信又は保守の態様による細目の変更）

第25条 専用契約者は、その専用回線（臨時専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について料金表第1表（料金）に規定する通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第23条の4（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第26条 削除

(アクセス回線共用)

第 26 条の 2 専用契約者は、アクセス回線共用の請求をすることができます。

2 アクセス回線共用は、そのアクセス回線共用に係る電気通信回線が複数となる場合であって、その電気通信回線のうち 1 の回線が臨時契約以外のものである場合に限り提供します。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 23 条の 4 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

第 26 条の 3 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点の部分についてはこの限りでありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 23 条の 4 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

3 専用契約者は、次の場合には、その内容について契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

(1) 他社接続回線に係る終端の場所について変更の申込を協定事業者に行うとき。

(2) 専用回線の終端において、他社接続回線との接続を行うとき又は接続を廃止するとき。

4 前項の届出により、終端の場所を変更する必要が生じたときは、当社はその専用回線を移転します。

ただし、次の場合は専用回線の移転ができないことがあります。

(1) 第 23 条の 4 (専用申込の承諾) 第 3 項各号、第 4 項各号及び第 5 項各号のいずれかに該当するとき。

(2) その届出が臨時専用契約に係るもののは、専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

第 26 条の 3 の 2 削除

(高速ディジタル伝送サービス利用権の譲渡)

第 26 条の 3 の 3 高速ディジタル伝送サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて高速ディジタル伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 高速ディジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行う専用サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により高速ディジタル伝送サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 高速ディジタル伝送サービス利用権を譲り受けようとする者が高速ディジタル伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に愈り、又は愈るおそれがあるとき。

(2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての専用契約者の同意がないとき。

(3) その譲渡がその専用回線に接続される他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(4) その譲受人が、その専用回線と接続される他社接続回線の契約者と同一の者とならないとき（共同専用契約に係る利用権の譲渡の請求にあっては、その譲受人全員が他社接続回線の契約者全員と同一の者とならないとき）。

4 高速ディジタル伝送サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(当社が行う専用契約の解除)

第 26 条の 3 の 4 当社は、第 93 条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第 93 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することができます。

3 当社は、専用契約者がその専用回線（同一の相互接続点に終始するものに限ります。）について、第 26 条の 2（アクセス回線共用）に規定するアクセス回線共用を利用しなくなったときは、その専用回線に係る専用契約を解除します。

4 当社は、前 3 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

（他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱い）

第 26 条の 4 当社は、専用契約者からその専用回線に接続する他社接続回線について契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その専用契約を解除します。

ただし、次に掲げる場合であって、その専用契約者からその専用契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

(1) 他社接続回線に係る契約を解除すると同時にその契約に相当する契約を締結した場合

(2) 他社接続回線に係る契約を解除若しくは利用休止すると同時にアクセス回線共用の利用を開始した場合

(3) 専用回線と接続される他社接続回線に係る契約を解除又は利用休止すると同時にその専用回線に係る終端を取扱所回線に係る終端とした場合

2 前項に規定するほか、当社は専用契約者とその専用回線に接続する他社接続回線の契約者が同一の者でないこと（共同専用契約については、その専用契約者全員が他社接続回線の契約者全員と同一の者でないこととします。）についてその事実を知ったときは、その専用契約を解除することができます。

（その他の提供条件）

第 27 条 契約の単位、共同専用契約、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の利用の一時中断及び契約者が行う専用契約の解除に関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約（臨時専用契約を含みます。）に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

第 3 節 削除

第 28 条 削除

第 29 条 削除

第 30 条 削除

第 31 条 削除

第 31 条の 2 削除

第 32 条 削除

第 32 条の 2 削除

第 32 条の 3 削除

第 32 条の 4 削除

第 33 条 削除

第 4 節 削除

第 33 条の 2 削除

第 33 条の 3 削除

第33条の4 削除
第33条の5 削除
第33条の6 削除
第33条の6の2 削除
第33条の6の3 削除
第33条の6の4 削除
第33条の7 削除
第33条の8 削除
第33条の9 削除
 第5節 削除
第34条 削除
第35条 削除
第36条 削除
第37条 削除
第38条 削除
第39条 削除
第40条 削除
第41条 削除
第42条 削除
第43条 削除
第44条 削除
第45条 削除
 第6節 削除
第46条 削除
第47条 削除
第48条 削除
第49条 削除
第50条 削除
第51条 削除
第52条 削除
第53条 削除
第54条 削除
第55条 削除
第56条 削除
第57条 削除
第58条 削除
第59条 削除
第60条 削除
第61条 削除
第62条 削除

第7節 削除

第62条の2 削除
第62条の3 削除
第62条の4 削除
第62条の5 削除
第62条の6 削除
第62条の7 削除
第62条の8 削除
第62条の9 削除
第62条の10 削除

第8節 無線専用サービスに係る契約

(無線専用サービス)

第63条 無線専用サービス(協定事業者の無線専用サービスに係る専用回線と接続して提供する専用サービスをいいます。以下同じとします。)は、終日利用の専用サービスとして提供します。

(契約の種別)

第64条 無線専用サービスについては、臨時専用契約は締結しません。

(その他の提供条件)

第65条 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、専用回線の分岐、専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除、当社が行う専用契約の解除及び他社接続回線に係る契約解除等に伴う専用契約の扱いに関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、無線専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第9節 削除

第65条の2 削除
第65条の3 削除
第65条の4 削除
第65条の5 削除
第65条の6 削除
第65条の7 削除
第65条の8 削除
第65条の9 削除
第65条の10 削除
第65条の11 削除
第65条の12 削除
第65条の13 削除
第65条の14 削除

第10節 衛星専用サービスに係る契約

(衛星専用サービスの品目等)

第65条の14の2 衛星専用サービス(トランスポンダ(人工衛星に搭載された衛星専用サービスの提供に係る電波中継機(送受信アンテナを含みます。))の電波中継において必要な周波数帯域幅(混信を防ぐ目的で設けられる周波数帯域幅(ガードバンド)を含みます。以下、「帯域幅」といいます。)及び電力(トランスポンダの高出力增幅幅の出力端における電力をいいます。以下同じとします。)を占有して提供する専用サービスをいいます。以下同じとします。)には、料金表に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

(地球局の区別)

第 65 条の 14 の 3 衛星専用サービスに係る地球局（衛星専用サービスの提供に係る電波法施行規則に規定される人工衛星と通信を行うための地表に開設する無線局）には、次の区別があります。

区 別	内 容
局設置地球局	専用サービス取扱所に設置する当社の所有する地球局であつて、当社が設置するもの
宅内設置地球局	専用契約者の構内等に設置する専用契約者の所有する地球局 (当社の衛星専用サービスに適合すると当社が確認した地球局に限ります。) であつて契約者が設置するもの

2 当社は、衛星専用サービスに係る地球局に関し、免許人として無線局の免許の取得その他の電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下同じとします。）に定める手続きを行います。この場合、宅内設置地球局についての無線従事者の選任が必要な場合は、当社は、専用契約者と協議します。

3 宅内設置地球局に関する運用、保守については、当社と設備契約を締結していただきます。

（契約の種別）

第 65 条の 14 の 4 衛星専用サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（1）専用契約

（契約の単位）

第 65 条の 14 の 5 当社は、専用回線 1 回線ごとに 1 の専用契約を締結します。

（共同専用契約）

第 65 条の 14 の 6 当社は、1 の専用回線について専用契約者が 2 人以上となる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

（専用回線の終端）

第 65 条の 14 の 7 当社は、当社が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配電盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

（専用申込の方法）

第 65 条の 14 の 8 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

（1）専用サービスの種類、品目及び区別

（2）回線数

（3）専用回線の終端の場所

（4）その他専用申込の内容を特定するための事項

（専用申込の承諾）

第 65 条の 14 の 9 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

（1）通信衛星の設備に余裕がないとき。

（2）申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

（3）専用申込者が専用サービスに関する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 申込みのあった衛星専用サービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「放送法」といいます。）に規定する放送を行うこととなるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（品目等の変更）

第 65 条の 14 の 10 専用契約者は、専用サービスの品目又は通信の態様による細目の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の申込みがあったときは、第 65 条の 14 の 9（専用申込の承諾）に規定に準じて取り扱います。

（最低利用期間）

第 65 条の 14 の 11 衛星専用サービスには、料金表第 1 表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用サービスの品目の変更又は料金表第 1 表に定める通信の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（地球局の移転）

第 65 条の 14 の 12 専用契約者は、1 の専用契約において、地球局の移転の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 65 条の 14 の 9（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（地球局の増設又は廃止）

第 65 条の 14 の 13 専用契約者は、1 の専用契約において、地球局（局設置地球局を除きます。）の増設又は廃止の請求をすることができます。ただし、同一の地球局（当社が同一の地球局と見なすものを含みます。）において、増設又は廃止の請求後 30 日以内にその地球局の増設又は廃止の請求はできません。

2 前項の増設又は廃止の請求は、当社が第 65 条の 14 の 8 に定める場合を除き、増設又は廃止の日の 1 年前の料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の初日までとします。

3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 65 条の 14 の 9（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（通信不能時の措置）

第 65 条の 14 の 14 当社は、通信衛星の障害等により衛星専用サービスの提供ができないとなったときは、専用契約の解除を行う場合があります。

2 衛星専用サービスに関しては、太陽雑音及び激しい降雨、その他当社が管理できない事象により、一時的に通信が不能となる場合があります。

（衛星専用サービス利用権の譲渡）

第 65 条の 14 の 15 衛星専用サービス利用権（専用契約者が専用契約に基づいて衛星専用サービス提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 衛星専用サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行う専用サービス取扱所に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により衛星専用サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（1）衛星専用サービス利用権を譲り受けようとする者が衛星専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 共同専用契約の場合にあっては、その譲渡についてその契約に係るすべての専用契約者の同意がないとき。

4 衛星専用サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、専用契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う専用契約の解除)

第 65 条の 14 の 16 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ契約事務を行う専用サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う専用契約の解除)

第 65 条の 14 の 17 当社は、第 93 条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第 93 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしないでその専用回線に係る専用契約を解除することができます。

3 当社は、前 2 項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

(通信の秘密保護)

第 65 条の 14 の 18 当社は通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めたときは、専用契約者に、衛星専用サービスを利用して伝送する符号をその専用契約者以外のものが傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(地球局設備等の据付けに関する申請等)

第 65 条の 14 の 19 専用契約者は、地球局設備等（局設置地球局をのぞきます。）の据付けに際し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、専用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第 65 条の 14 の 20 専用契約者は、地球局設備等（局設置地球局を除きます。）の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用のフェンスの建築工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 専用契約者は、地球局設備等（局設置地球局を除きます。）の据付完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めたときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。

第 11 節 その他の専用サービス

第 1 款 映像伝送サービスに係る契約

(映像伝送サービスの種類等)

第 66 条 映像伝送サービスには、料金表に規定する種類及び通信の態様による細目があります。

2 映像伝送サービスは、終日利用の専用サービスとして提供します。

(契約の種別)

第 67 条 映像伝送サービスについては、臨時専用契約は締結しません。

(専用回線の終端)

第 67 条の 2 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(映像伝送サービス区域)

第 67 条の 3 当社は、料金表第 1 表（料金）に規定する第 4 種映像伝送サービス、第 5 種映像伝送サービス又は第 6 種映像伝送サービスに係る専用回線について、映像伝送サービス区域を設定します。この場合において、料金表第 1 表（料金）に規定する第 5 種映像伝送サービスについては、第 67 条の 6（専用回線の映像接続点での接続）に規定する映像接続点ごとに映像伝送サービス区域を設定します。

2 当社は、映像伝送サービス区域を表示する図表をその映像伝送サービスに係る専用契約者に開示します。

(専用申込の方法)

第 67 条の 4 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) その他その専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第 67 条の 5 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 専用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 専用サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
- (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、料金表第 1 表（料金）に規定する第 6 種映像伝送サービスについて、専用申込者と当社との間でその専用申込に係る第 6 種映像伝送サービスの料金その他の提供条件をあらかじめ書面により合意していない場合には、その専用申込を承諾しません。

(専用回線の映像接続点での接続)

第 67 条の 6 専用契約者は、映像伝送サービス（料金表第 1 表（料金）に規定する第 5 種映像伝送サービスに限ります。以下、第 67 条の 6 にて同じとします。）の利用に先立って、その専用回線（映像伝送サービスに係るものに限ります。以下、第 67 条の 6 にて同じとします。）と他の 1 以上の専用回線を映像接続点（その専用回線に係る電気通信設備と他の 1 以上の専用回線に係る電気通信設備を相互に接続する点であって当社の専用サービス取扱所内にあるものをいいます。以下同じとします。）にて接続する請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。ただし、その専用回線の映像接続点に係るすべての専用契約者の承諾がないときには、その請求を承諾しません。

3 当社は、その専用回線と映像接続点にて接続する他の専用回線が原因でその専用契約者に損害が発生した場合に、その損害は賠償しません。

(通信の態様による細目の変更)

第 68 条 専用契約者は、料金表第 1 表（料金）に規定する通信の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 67 条の 5（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(最低利用期間)

第 69 条 映像伝送サービスには、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して 1 年間とします。
ただし、料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除又は料金表第 1 表に定める通信の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表に規定する額を支払っていただきます。

第 70 条 削除

第 70 条の 2 削除

(回線終端装置の種類の変更)

第 70 条の 2 の 2 専用契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 67 条の 5（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第 71 条 契約の単位、専用回線の利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者が行う専用契約の解除又は当社が行う専用契約の解除に関する取扱いについては、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、映像伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるものとします。
- 3 前 2 項に規定するほか、料金表第 1 表（料金）に規定する第 6 種映像伝送サービスに係る専用契約に関する料金その他の提供条件については、当社とその専用契約者が特約にて合意するものとします。

第 2 款 削除

第 71 条の 2 削除

第 71 条の 3 削除

第 71 条の 4 削除

第 71 条の 5 削除

第 71 条の 6 削除

第 71 条の 7 削除

第 71 条の 8 削除

第 71 条の 9 削除

第 71 条の 10 削除

第 71 条の 11 削除

第 71 条の 12 削除

第 71 条の 13 削除

第 71 条の 14 削除

第 71 条の 15 削除

第 71 条の 16 削除

第 3 款 削除

第 72 条 削除

第 73 条 削除

第 74 条 削除

第 75 条 削除

第 76 条 削除

第 77 条 削除

第 78 条 削除

第 79 条 削除
第 80 条 削除
第 81 条 削除
第 82 条 削除
第 83 条 削除
第 84 条 削除
第 85 条 削除
第 86 条 削除

第 5 章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第 86 条の 2 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注）当社は、その専用回線が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（専用契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

(端末設備の移転)

第 86 条の 3 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第 86 条の 4 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 6 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第 87 条 専用契約者（高速ディジタル伝送サービス、衛星専用サービス及び映像伝送サービス（第 4 種映像伝送サービス及び第 6 種映像伝送サービスに限ります。）に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(接続契約者回線等の相互接続等)

第 88 条 当社は、専用回線に係る専用申込又は専用回線の移転があったときは、その専用回線に係る相互接続点において、指定のあった接続契約者回線等との接続を行います。

第 89 条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている接続契約者回線等以外の接続契約者回線等への接続の変更（接続契約者回線から他の接続契約者回線への接続の変更を除きます。以下「接続契約者回線等接続変更」といいます。）を行います。

ただし、相互接続点の所在場所が同一とならないときは、この限りでありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 11 条（専用申込の承諾）、第 23 条の 4（専用申込の承諾）又は第 62 条の 4（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 90 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止により、専用契約者が専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用できなくなったときは、その専用回線について、接続休止とします。

ただし、その専用回線について、専用契約者から専用回線の利用の一時中断若しくは接続契約者回線等接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、その専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめその専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

3 専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

第 91 条 当社は、当社が別に定める相互接続点の所在場所等を、専用契約の申込みをする者又は専用契約者に開示します。

2 削除

3 相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

(注) 本条第 1 項に規定する当社が別に定める相互接続点は、料金表第 1 表（料金）に規定する他社接続共用回線に係る専用回線の相互接続点とします。

第 7 章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第 92 条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することができます。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 当社が計画工事を行うとき。

(3) 第 88 条（接続契約者回線等の相互接続等）の規定により、専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。

(4) 第 94 条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことを専用契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 93 条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6 か月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）その専用回線等の利用を停止することができます。

(1) 第 65 条の 14 の 18（通信の秘密保護）の規定に違反したとき。

(2) 第 65 条の 14 の 20（電波干渉に要する工事等）の規定に違反したとき。

(3) 第 105 条の 2（地球局の検査及び地球局設備等の点検）の規定に違反して、当社の検査又は点検を拒んだとき。

(4) 専用契約者の衛星専用サービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったとき。

- (5) 料金その他の債務（接続契約者回線又は料金表第1表（料金）に規定する他社接続共用回線に係るものを含みます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) 料金表第1表（料金）に専用回線等の利用用途に関し規定がある場合には、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
- (7) 第112条（利用に係る専用契約者の義務）又は第113条（利用に係る専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (8) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (9) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取りはずさなかったとき。
- (10) 前9号のほか、この約款の規定に反する行為であって、専用サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 前項の規定のほか、前項の規定により接続契約者回線の利用停止があった場合において、その接続契約者回線と相互に接続する当社の提供する電気通信サービスの契約約款及び料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 当社は、第1項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第8章 専用回線の利用の制限

（専用回線の利用の制限）

第94条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関	名
気象機関	
水防機関	
消防機関	
災害救助機関	
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）	
防衛機関	
輸送の確保に直接関係がある機関	
通信の確保に直接関係がある機関	
電力の供給の確保に直接関係がある機関	
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	
水道の供給の確保に直接関係がある機関	
選挙管理機関	
別記13の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関	
預貯金業務を行う金融機関	

国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、専用サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(接続契約者回線等による制約)

第 95 条 専用契約者は、当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、その専用回線と接続する接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その専用回線を使用することができません。

第 9 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 96 条 当社が提供する専用サービスの料金は、専用料及び手続きに関する料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第 1 項に規定する専用料は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、回線専用料、回線終端装置専用料、配線設備専用料及び機械専用料等を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第 97 条 専用契約者は、その専用契約に基づいて当社が専用回線の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間について、料金表第 1 表（料金）に規定する専用料の支払いを要します。

ただし、専用回線等の提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、その 1 日間について、専用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、専用回線等の利用の一時中断等により専用サービスを利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区分	別	支払いを要しない料金
1	専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合又は映像伝送サービスであって、料金表第 1 表（料金）に規定する第 4 種映像伝送サービス及び第 5 種映像伝送サービスについて、料金表第 1 表（料金）に規定する 1 のチャネルが全く利用できない状態を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2 欄若しくは 3 欄に該	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間（この表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかつた場合は、その部分に限ります。）についての料金

当する場合又は衛星専用サービスについて
は、太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その
他当社が管理できない事情により生じた場
合を除きます。また、映像伝送サービスで
あって、料金表第1表（料金）に規定する
第5種映像伝送サービスについては、その
専用回線と映像接続点にて接続し、その専
用回線向けに映像を流している専用回線区
間で生じた場合を含みます。）に、そのこと
を当社が知った時刻から起算して、次表に
規定する時間（通信又は保守の態様による
細目について料金表第1表に別段の定めが
ある場合はその定める時間とします。）以上
その状態が連続したとき。

区分	時間
(1) (2)以外の場 合	12時間
(2) 高速ディジ タル伝送サービ スの場合	24時間

2 当社の故意又は重大な過失によりその専
用サービスを全く利用できない状態が生じ
たとき。

そのことを当社が知った時刻以
後の利用できなかった時間につ
いて、その時間に対応するその専用
サービスについての料金

3 専用回線等の移転（接続契約者回線と接
続している専用回線については接続契約者
回線の移転、接続契約者回線については接
続契約者回線と接続している専用回線の移
転も含みます。）、又は接続契約者回線等接
続変更に伴って、専用回線等を利用できな
くなった期間が生じたとき（専用契約者の
都合により、専用回線等を利用しなかった
場合であって、その設備を保留したときを
除きます。）。

利用できなくなった日から起算
し、再び利用できる状態とした日
の前日までの期間に対応するその
専用回線等（その専用回線等の一
部を利用できなかった場合は、そ
の部分に限ります。）についての料
金

3 第1項の期間において、専用契約者が専用回線と相互に接続する他社接続回線を利
用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約
の解除その他その他他社接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者がその他
社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、専用契約者は、その
専用回線に係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、専用回線と相互に
接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区分	別	支払いを要しない料金
----	---	------------

<p>1 専用契約者の責めによらない理由により、専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号のアの表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号のアの表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線についての料金</p>
<p>2 専用回線の接続休止をしたとき。</p>	<p>専用回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線についての料金</p>

備考 この表の1欄における「専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の専用回線又は他の電気通信事業者の電気通信回線（事業法施行規則第2条第3項に定める専用役務に係るものに限ります。以下この備考において「他社専用回線」といいます。）を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。

ただし、その他社接続回線に接続されている他の専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その専用回線の専用契約者若しくは他社専用回線の契約者の責めに帰すべき理由により、その専用回線又は他社専用回線を利用できなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りでありません。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に規定する第6種映像伝送サービスに係る専用契約者は、専用サービスを利用できなかった期間中についても料金の支払いを要します。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

6 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することができます。

7 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料の支払義務については、前6項の規定にかかわらず、第5節（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）に規定するところによります。

(注) 本条第7項に規定する当社が別に定める他社接続回線は、NTT 東日本株式会社又はNTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約回線とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第98条 専用契約者は、専用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第12類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第99条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第 100 条 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 1（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第 101 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第 102 条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、専用契約者が支払わなければならぬ料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 103 条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。（延滞利息）

第 104 条 専用契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 5 節 専用回線に関する料金等のその他の取扱い

（専用回線に関する料金等のその他の取扱い）

第 105 条 当社が別に定める他社接続回線と相互に接続する専用回線の専用料は、その専用回線とその他社接続回線とを合わせて定めるものとし、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

（注）本条に規定する当社が別に定める他社接続回線は、NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話の契約者回線とします。

(地球局の検査及び地球局設備等の点検)

第105条の2 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。

2 専用契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。

3 第1項の検査及び点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

第6節 削除

第105条の3 削除

第10章 保守

(専用契約者の維持責任)

第106条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第107条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、当社が別に定める専用契約者から要請があったときは、当社は、専用サービス取扱所において、当社が試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線に故障がないと判定した場合において、当社が別に定める専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 本条は、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(注2) 本条第2項及び第3項に規定する当社が別に定める専用契約者は、高速ディジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）、衛星専用サービス及び映像伝送サービス（第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに限ります。）に係る専用契約者とします。

(修理又は復旧の順位等)

第108条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第94条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関との専用契約に係るもの 水防機関との専用契約に係るもの 消防機関との専用契約に係るもの 災害救助機関との専用契約に係るもの 警察機関との専用契約に係るもの 防衛機関との専用契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との専用契約に係るもの 選挙管理機関との専用契約に係るもの 別記13の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との 専用契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との専用契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との専用契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第109条 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第97条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の規定にかかわらず、その他の専用サービスのうち料金表第1表（料金）に規定する第6種映像伝送サービスについては、専用サービスを提供すべき場合において当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときにおいても、その損害は賠償しません。
- 3 第1項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連續した時間（第97条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 4 当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、第1項及び第3項の規定は適用しません。

(注) 本条第3項の場合において、全く利用できない状態が連續した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第110条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する専用契約者の費用については負担しません。
- 4 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 12 章 雜則

(承諾の限界)

第 111 条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第 112 条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 専用契約者は、当社が専用契約に基づき設置又は貸与した電気通信設備その他の物品について、専用契約の解除、専用サービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、その物品を使用する権利を失ったときは、その物品を専用契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により専用サービス取扱所へ返還していただきます。
- 4 専用契約者は、前項の規定による物品の返還に要する費用についてこの約款又は特約に別段の定めがある場合は、その定めるところにより当該費用を負担していただきます。
- 5 専用契約者は、第 3 項の規定による物品の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- 6 専用契約者は、第 3 項の規定による物品の返還に関し、当社がその物品をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。

第 113 条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める適用について、その専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用とします。

- ア 第106条（専用契約者の維持責任）
- イ 第107条（専用契約者の切分責任）
- ウ 別記5（自営端末設備の接続）
- エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等）

第114条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めることろによります。

（専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

第115条 専用サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（専用契約者からの通知）

第116条 専用契約者は、接続契約者回線等について、第10条（専用申込の方法）、第23条の3（専用申込の方法）、に規定する事項、利用休止又は利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

- (1) 接続契約者回線等に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継
- (2) 接続契約者回線等に係る契約の解除

（専用契約者の氏名等の通知）

第117条 当社は、協定事業者等（協定事業者及び外国の電気通信事業者をいいます。以下同じとします。）から請求があったときは、専用契約者（その協定事業者等と専用サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者等に通知することがあります。

（協定事業者等からの通知）

第118条 専用契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者等からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な専用契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（協定事業者等の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第119条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者等の契約約款及び料金表の規定により協定事業者等がその専用契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者等の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

- (2) その専用契約者の申出について協定事業者等の承諾が得られているとき。
(3) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。
(協定事業者等による専用サービスに関する料金等の回収代行)
- 第 120 条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者等から専用契約者に請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
(2) その専用契約者の申出について協定事業者等の承諾が得られているとき。
(3) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。
(法令に規定する事項)
- 第 121 条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 までに定めるところによります。
(閲覧)
- 第 122 条 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。
(個人情報の取扱い)
- 第 122 条の 2 当社は、専用サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 9 の 2 及び当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。
(専用サービスの廃止)
- 第 122 条の 3 当社は、専用サービスの一部又は全部を廃止することができます。
- 2 前項の規定による専用サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その専用サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、専用サービスの一部又は全部の廃止に伴い、専用契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
(専用契約者に対する通知)
- 第 122 条の 4 専用契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) 専用契約者が専用契約の申込みの際又はその後に当社が届け出た専用契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) 専用契約者が専用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た専用契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、専用契約者に対する通知が完了したものとします。

(不可抗力)

第122条の5 当社は、転載、事変その他の非常事態が発生し、又は発生の恐れがある場合に、当社が講じた措置により専用契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第122条の6 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第123条 専用サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から12の2に定めるところによります。

別記

1 専用サービスの提供区間等

当社の専用サービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

ただし、当社は、専用契約者がその専用回線の終端（加入者回線に係るものに限ります。）の場所を指定することができる区域を設定し、この区域を専用サービス取扱所において閲覧に供します。

専用サービスの種類	提 供 区 間
一般専用サービス 無線専用サービス	相互接続点相互間（同一の都道府県の区域に所在する相互接続点相互間を除きます。）
高速ディジタル伝送サービス	(1) 専用回線の終端相互間（同一の都道府県の区域に所在する専用回線の終端相互間を除きます。） (2) 相互接続点と専用回線の終端との間 (3) 相互接続点相互間（同一の都道府県の区域に所在する相互接続点相互間を除きます。ただし、アクセス回線共用を行うものについては、同一の相互接続点に終始するものを含みます。）
衛星専用サービス	トランスポンダと専用回線に係る宅内設置地球局との間の無線空間と専用回線の終端との間
映像伝送サービス	(1) 専用回線の終端相互間（第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに限ります。） (2) 映像接続点と専用回線の終端との間（第5種映像伝送サービスに限ります。）

1の2 アクセス回線共用を行うことができる電気通信サービス

専用サービスとアクセス回線共用を行うことができる電気通信サービスは以下のとおりとします。

ただし、その電気通信サービスに係る契約約款及び料金表において、接続可能な接続契約者回線等について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 電話等サービス
- (2) 専用サービス（高速ディジタル伝送サービスに限ります。）
- (3) I P 伝送サービス

1の2の2 削除

2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出でいただきます。
- (2) (1)の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの一人（その接続契約者回線等に係る代表者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出でいただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出でいただきます。

4 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

(1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

ただし、専用契約者から要請があったときは、当社は、その専用回線等の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置する端末設備その他電気通信設備に必要な監視線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

ただし、専用契約者から要請があったときは、当社は、その監視線等の設置場所を提供することがあります。

(3) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただきます。

(4) 当社が専用契約又は臨時専用契約に基づき専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内で工事を行うにあたり、立会い等のその工事に必要な対応は専用契約者の負担により行っていただきます。

(5) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）

又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 専用契約者（高速ディジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）、衛星専用サービス及び映像伝送サービス（第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに限ります。）に係る専用契約者に限ります。以下5から8までにおいて同じとします。）は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」をいいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号または14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていました。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9の2 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、専用契約者から請求ががあったときは、原則として開示をします。
- (2) 専用契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサ

イト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。

10 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア 専用契約の申込みの承諾年月日

イ 専用契約者の住所又は居所及び氏名

ウ 専用回線の終端のある場所（高速ディジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）、衛星専用サービス及び映像伝送サービス（第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに限ります。）に限ります。）

エ その専用サービスの種類及び品目

オ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人は、前項の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、契約事務を行う専用サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

11 支払証明書の発行

(1) 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が指定する専用サービス取扱所において、その専用サービス及び附帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下別記11において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

(2) 専用契約者は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 協定事業者等の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、当社の専用サービスに係る業務の遂行上支障がないときに限り、協定事業者等の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12の2 削除

13 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするため

のニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

高速ディジタル伝送サービス（取扱所回線を含む専用回線に係るものに限ります。）及び衛星専用サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料金表

通則

(他社接続回線と接続して提供する専用回線に係る専用料の設定)

- 1 他社接続回線（NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話に係る契約者回線を除きます。以下この料金表において同じとします。）と接続して提供する専用回線に係る専用料については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

- 2 1の規定によりこの料金表を適用するにあたっては、他社接続回線を含めて専用回線とみなすものとし、専用回線の終端、分岐回線、中継回線及び端末回線等には、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する専用回線の終端、分岐回線、中継回線及び端末回線等を含みます。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）がその専用契約に基づいて支払う料金を料金月に従って計算します。

- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があつたとき。

(2) 料金月の初日以外の日に専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があつたとき。

(3) 料金月の初日に専用回線の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日に専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があつたとき。

(4) 料金月の初日以外の日に専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第 97 条（専用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 3 欄又は同条第 3 項第 2 号の表の 2 欄の規定に該当するとき。

- 5 4の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7 及び 8 の規定にかかわらず、専用契約者（臨時専用契約を締結している者を除きます。）の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 97 条（専用料の支払義務）から第 100 条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜価格（消費税相当額を加算し

ない額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつて内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 一般専用サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区分	内容															
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">帯域品目</td> <td>自由利用</td> <td>3.4kHz 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3.4kHz (S) 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものであって、伝送特性に関する補正をしたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目的品目</td> <td>音声伝送</td> <td>通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとします。)のみに利用することができるものの</td> </tr> <tr> <td>符号品目</td> <td>50bit/s 50bit/s 以下の符号伝送が可能なものの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般専用サービスと接続する他社接続回線は、品目及び契約の種別がその専用回線と同一のものとします。 ただし、NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する支店代行電話又はオプトーン通信サービスに係る契約者回線と接続する場合はこの限りではありません。 目的利用の品目及び符号品目に係る専用サービスは、各品名及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。 			品名		内容	帯域品目	自由利用	3.4kHz 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものの		3.4kHz (S) 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものであって、伝送特性に関する補正をしたもの	目的品目	音声伝送	通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとします。)のみに利用することができるものの	符号品目	50bit/s 50bit/s 以下の符号伝送が可能なものの
品名		内容														
帯域品目	自由利用	3.4kHz 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものの														
		3.4kHz (S) 通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なものであって、伝送特性に関する補正をしたもの														
目的品目	音声伝送	通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとします。)のみに利用することができるものの														
	符号品目	50bit/s 50bit/s 以下の符号伝送が可能なものの														
(2) 専用契約者の区分	<p>ア 「警察・消防」とは、1の専用回線について、警察機関又は消防機関がその事業のためのみに利用する場合をいいます。</p> <p>イ 「新聞・放送・通信社」とは、1の専用回線について、別記13に定める新聞社、放送事業者又は通信社が利用する場合であって、新聞社にあっては日刊新聞紙の発行の事業、放送事業者にあっては放送事業、通信社にあっては新聞社又は放送事業者にニュース（別記13に規定するニュースをいいます。）を供給する事業のためのみに利用する場合をいいます。</p> <p>ウ 「一般」とは、ア又はイに該当しない場合をいいます。</p>															
(3) 回線距離の	回線距離は、次のとおり測定します。															

測定	区分	回線距離の測定方法
ア その専用回線の回線距離測定局がそれぞれ異なる単位料金区域内（電話サービス等契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）にある場合	(ア) その専用回線を分岐していない場合 (イ) その専用回線の双方の終端の回線距離測定局が所属する単位料金区域内の専用サービス取扱所においてのみその専用回線を分岐している場合	<p>その専用回線の双方の終端の回線距離測定局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定します。</p> $\sqrt{\left(\frac{\text{縦軸の方形区画番号} \times 2}{\text{号の数差}} \right)^2 + \left(\frac{\text{横軸の方形区画番号} \times 2}{\text{号の数差}} \right)^2} = \text{回線距離}$
	(ウ) その専用回線を分岐している場合で(イ)以外の場合	その分岐か所の回線距離測定局（その専用回線の双方の終端の回線距離測定局が所属する単位料金区域内のものを除きます。）が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局が所属する単位料金区域内の通話地域間距離測定のための起算点となる方形区画の番号に基づいて、上欄の算式と同様の算式により算出して得た回線距離（それぞれの回線距離について算出して得た結果に1km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。
イ その専用回線の回線距離測定局が	(ア) その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。

同一の単位料金区域内にある場合	<p>(イ) その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合</p>
	<p>(ウ) その専用回線を分岐している場合で(イ)以外の場合</p> <p>その分岐か所の回線距離測定局（その専用回線の双方の終端の回線距離測定局を除きます。）経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離の合計により測定します。</p>

備考

- 1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用サービス取扱所をいいます。
- 2 回線距離測定局は、次のとおり定めます。

区分	回線距離測定局
<p>(1) 専用回線の終端又は分岐か所が電話加入区域内（NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する電話加入区域をいいます。以下同じとします。）にある場合</p>	<p>ア その電話加入区域内に収容区域（NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社の契約約款及び料金表に規定する収容区域をいいます。以下同じとします。）が定められていない場合 その電話加入区域内の専用サービス取扱所（2以上あるときは、当社が指定するもの） イ その電話加入区域内に収容区域が定められている場合 その専用回線の終端又は分岐か所のある収容区域内の専用サービス取扱所（2以上あるときは、当社が指定するもの）</p>
<p>(2) 専用回線の終端又は分岐か所が電話加入区域外にある場合</p>	<p>当社が指定する専用サービス取扱所</p>

	<p>3 その専用回線を分岐している場合において、その分岐か所が専用サービス取扱所以外の場所であるときは、その分岐か所の回線距離測定局においてその専用回線を分岐しているものとみなします。</p> <p>4 分岐回線の回線距離測定に当たっては、この表中「専用回線」とあるのは「分岐回線」と読み替え、分岐か所にもその分岐回線の終端があるものとみなし、分岐か所の回線距離測定局をその終端の回線距離測定局とみなします。</p>								
(4) 同一の建物内に終始する分岐回線の料金の適用	<p>同一の建物内に終始する分岐回線の基本額はこの表の(3)欄の規定にかかるらず、次のとおりとします。</p> <p>ア 3.4kHz、音声伝送及び符号品目に係るもの 分岐回線1回線ごとにその専用回線の品目に応じ、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>分岐回線専用料の額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4kHz</td><td>2,100円（2,310円）</td></tr> <tr> <td>音声伝送</td><td>1,750円（1,925円）</td></tr> <tr> <td>符号品目 50b/s</td><td>1,050円（1,155円）</td></tr> </tbody> </table> <p>イ その他の品目に係るもの 分岐回線1回線ごとにその専用回線の品目に応じ、回線距離が「10kmまでのもの」の基本回線専用料の4分の1</p>	品目	分岐回線専用料の額（月額）	3.4kHz	2,100円（2,310円）	音声伝送	1,750円（1,925円）	符号品目 50b/s	1,050円（1,155円）
品目	分岐回線専用料の額（月額）								
3.4kHz	2,100円（2,310円）								
音声伝送	1,750円（1,925円）								
符号品目 50b/s	1,050円（1,155円）								
(5) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	電話加入区域若しくは収容区域の設定・変更、専用サービス取扱所の指定の変更、回線距離測定局の位置の変更、相互接続点の所在場所の変更又は専用回線に係る移転工事により、その専用回線の終端又は分岐か所の回線距離測定局の変更があったときは、基本額を再算定します。								
(6) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	第108条（修理又は復旧の順位等）の規定又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、故障又は滅失した専用回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線専用料は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。								
(7) 4線式引込線に係る加算額の適用	加算額（引込線（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する引込線をいいます。以下同じとします。）の部分が4線式（協定事業者の契約約款及び料金表に規定するものをいいます。以下同じとします。）となる場合の加算額に限ります。）は、相互接続点の部分については適用しません。								
(8) 専用回線に関する料金の減額	基本額については、2-1の額から引込線（相互接続点の部分を除きます。）1回線ごとに70円（77円）（月額）を減額して適用します。								

(9) 高額利用に
係る基本額の割
引の適用

ア 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この欄において「高額利用割引」といいます。）を行います。
(ア) その専用回線(3.4kHz、3.4kHz(S)又は音声伝送の専用回線（臨時専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）に限ります。以下この欄において同じとします。）の基本額（この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下この欄において同じとします。）が100万円(110万円)を超えるとき。((イ)に該当する場合を除きます。)
(イ) 1の高額利用指定回線群（専用契約者が指定する2以上の専用回線（その専用契約者に係る専用回線に限ります。）により構成されるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成する専用回線の基本額の合計額をいいます。以下この欄において同じとします。）が100万円(110万円)を超える場合であって、その専用契約者から申出があったとき。

割引額	1の高額利用指定回線群の料金額 ((ア)に規定する1の専用回線の基本額を含みます。) に、次表に規定する割引率を乗じて得た額	
高額利用指定回線群の料金額	割引率	
100万円(110万円)を超え 500万円(550万円)までの部分	3 %	
500万円(550万円)を超える部分	4 %	

- イ 割引率の計算は、料金月単位で行います。
ウ 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、専用契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があつた日の前日までの期間について適用します。
エ 当社は、専用契約者から、その高額利用指定回線群に新たに専用回線を追加する申出があつたときは、その申出を当社が承諾した日からのその専用回線の基本額について、高額利用指定回線群を構成している専用回線をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があつたときは、その申出があつた日の前日までのその専用回線の基本額について、その高額利用指定回線群の料金額に含めるものとします。
オ ウ又はエに規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその専用回線の基本額は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
カ 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する専用回線1回線当たりの基本額を確定する必要が生じたときは、その基本額は次の算式により算出します。

$$\text{専用回線1回線} = \frac{\text{高額利用割引適用}}{\text{後との高額利用指定}} \times \frac{\text{高額利用割引適用}}{\text{前のその専用回線}} \\ \text{当たりの基本額} \qquad \qquad \qquad \text{回線群の料金額} \qquad \qquad \qquad \text{の基本額}$$

	<p style="text-align: right;">高額利用割引適用 前の高額利用指定 回線群の料金額</p> <p>キ 前項の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成する全ての専用回線について前項の算式により算出した専用回線 1 回線当たりの基本額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する 1 の専用回線（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の基本額に加算するものとします。</p>
(10) 加算料の適用	<p>ア 当社は、その専用回線の提供にあたり、接続料（他社接続回線（協定事業者が NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社となるものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者に支払う料金とします。以下第 1 類において同じとします。）を要するときは、2 - 2 に規定する加算料を適用します。</p> <p>イ 当社は、加算料について、接続料に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとします。</p> <p>エ 専用契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 分岐回線以外の部分

(1) 帯域品目

ア 自由利用

(ア) 3.4kHz のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

回 線 距 離	距 離 区 分	料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・ 通信社
	10kmまでのもの	12,000 円 (13,200 円)	12,000 円 (13,200 円)	12,000 円 (13,200 円)
20	"	27,000 円 (29,700 円)	23,000 円 (25,300 円)	25,000 円 (27,500 円)
30	"	55,000 円 (60,500 円)	44,000 円 (48,400 円)	50,000 円 (55,000 円)
40	"	75,000 円 (82,500 円)	57,000 円 (62,700 円)	66,000 円 (72,600 円)
50	"	80,000 円 (88,000 円)	61,000 円 (67,100 円)	70,000 円 (77,000 円)
60	"	84,000 円 (92,400 円)	64,000 円 (70,400 円)	74,000 円 (81,400 円)
70	"	106,000 円 (116,600 円)	67,000 円 (73,700 円)	85,000 円 (93,500 円)
80	"	128,000 円 (140,800 円)	69,000 円 (75,900 円)	96,000 円 (105,600 円)
90	"	131,000 円 (144,100 円)	70,000 円 (77,000 円)	99,000 円 (108,900 円)
100	"	134,000 円 (147,400 円)	72,000 円 (79,200 円)	101,000 円 (111,100 円)
120	"	136,000 円 (149,600 円)	73,000 円 (80,300 円)	102,000 円 (112,200 円)
140	"	139,000 円 (152,900 円)	74,000 円 (81,400 円)	105,000 円 (115,500 円)
160	"	142,000 円 (156,200 円)	75,000 円 (82,500 円)	107,000 円 (117,700 円)
180	"	145,000 円 (159,500 円)	76,000 円 (83,600 円)	109,000 円 (119,900 円)
200	"	148,000 円 (162,800 円)	77,000 円 (84,700 円)	111,000 円 (122,100 円)
220	"	151,000 円 (166,100 円)	78,000 円 (85,800 円)	114,000 円 (125,400 円)
240	"	153,000 円 (168,300 円)	79,000 円 (86,900 円)	116,000 円 (127,600 円)

240km を超えるもの	153,000 円 (168,300 円) に 240km を超 える 20km ま で ご と に 1,700 円 (1,870 円) を加えた額	79,000 円 (86,900 円)に 240km を超え る 20km ま で ご と に 900 円 (990 円)を加 えた額	116,000 円 (127,600 円) に 240km を超 える 20km ま で ご と に 1,300 円 (1,430 円)を 加えた額
--------------	---	--	---

備考 3.4kHz の専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社は、その符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、特に 4,800bit/s(分岐のある専用回線を利用する場合は、2,400bit/s)を超える符号伝送に利用する場合（標準的な変復調装置を用いた場合とします。）は、十分な品質が得られないことがありますので、あらかじめ了承のうえ利用していただきます。

(イ) 3.4kHz (S) のもの
基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分	料 金 額		
	一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
10kmまでのもの	15,000 円 (16,500 円)	15,000 円 (16,500 円)	15,000 円 (16,500 円)
20 ノ	34,000 円 (37,400 円)	29,000 円 (31,900 円)	31,000 円 (34,100 円)
30 ノ	68,000 円 (74,800 円)	55,000 円 (60,500 円)	62,000 円 (68,200 円)
40 ノ	90,000 円 (99,000 円)	70,000 円 (77,000 円)	80,000 円 (88,000 円)
50 ノ	96,000 円 (105,600 円)	74,000 円 (81,400 円)	85,000 円 (93,500 円)
60 ノ	102,000 円 (112,200 円)	77,000 円 (84,700 円)	89,000 円 (97,900 円)
70 ノ	129,000 円 (141,900 円)	82,000 円 (90,200 円)	110,000 円 (121,000 円)
80 ノ	155,000 円 (170,500 円)	86,000 円 (94,600 円)	120,000 円 (132,000 円)
90 ノ	158,000 円 (173,800 円)	88,000 円 (96,800 円)	121,000 円 (133,100 円)
100 ノ	161,000 円 (177,100 円)	90,000 円 (99,000 円)	123,000 円 (135,300 円)
120 ノ	165,000 円 (181,500 円)	92,000 円 (101,200 円)	125,000 円 (137,500 円)
140 ノ	170,000 円 (187,000 円)	93,000 円 (102,300 円)	129,000 円 (141,900 円)
160 ノ	175,000 円 (192,500 円)	94,000 円 (103,400 円)	132,000 円 (145,200 円)
180 ノ	180,000 円 (198,000 円)	95,000 円 (104,500 円)	136,000 円 (149,600 円)
200 ノ	184,000 円 (202,400 円)	96,000 円 (105,600 円)	139,000 円 (152,900 円)
220 ノ	188,000 円 (206,800 円)	97,000 円 (106,700 円)	143,000 円 (157,300 円)
240 ノ	192,000 円 (211,200 円)	98,000 円 (107,800 円)	146,000 円 (160,600 円)
240kmを超えるもの	192,000 円 (211,200 円) に 240km を超 える 20km ま で ごと に 2,100 円 (2,310 円)を 加えた額	98,000 円 (107,800 円) に 240km を超 える 20km ま で ごと に 1,100 円 (1,210 円)を 加えた額	146,000 円 (160,600 円) に 240km を超 える 20km ま で ごと に 1,600 円 (1,760 円)を 加えた額

備考 標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね 9,600bit/s 以下の符号伝送が可能なものとします。

イ 目的利用
音声伝送のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

回線距離	距 離 区 分	料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
	10kmまでのもの	10,000 円 (11,000 円)	10,000 円 (11,000 円)	10,000 円 (11,000 円)
20	"	22,000 円 (24,200 円)	19,000 円 (20,900 円)	20,000 円 (22,000 円)
30	"	45,000 円 (49,500 円)	36,000 円 (39,600 円)	40,000 円 (44,000 円)
40	"	62,000 円 (68,200 円)	47,000 円 (51,700 円)	54,000 円 (59,400 円)
50	"	66,000 円 (72,600 円)	50,000 円 (55,000 円)	58,000 円 (63,800 円)
60	"	70,000 円 (77,000 円)	53,000 円 (58,300 円)	61,000 円 (67,100 円)
70	"	87,000 円 (95,700 円)	55,000 円 (60,500 円)	70,000 円 (77,000 円)
80	"	105,000 円 (115,500 円)	56,000 円 (61,600 円)	79,000 円 (86,900 円)
90	"	107,000 円 (117,700 円)	57,000 円 (62,700 円)	81,000 円 (89,100 円)
100	"	109,000 円 (119,900 円)	58,000 円 (63,800 円)	82,000 円 (90,200 円)
120	"	112,000 円 (123,200 円)	60,000 円 (66,000 円)	84,000 円 (92,400 円)
140	"	115,000 円 (126,500 円)	61,000 円 (67,100 円)	87,000 円 (95,700 円)
160	"	118,000 円 (129,800 円)	62,000 円 (68,200 円)	89,000 円 (97,900 円)
180	"	121,000 円 (133,100 円)	63,000 円 (69,300 円)	91,000 円 (100,100 円)
200	"	124,000 円 (136,400 円)	64,000 円 (70,400 円)	93,000 円 (102,300 円)
220	"	126,000 円 (138,600 円)	65,000 円 (71,500 円)	95,000 円 (104,500 円)
240	"	128,000 円 (140,800 円)	66,000 円 (72,600 円)	96,000 円 (105,600 円)

	240km を超えるもの	128,000 円 (140,800 円) に 240km を超 える 20km ま で ごと に 1,400 円 (1,540 円) を加えた額	66,000 円 (72,600 円)に 240km を超 える 20km ま で ごと に 700 円 (770 円)を加 えた額	96,000 円 (105,600 円) に 240km を超 える 20km ま で ごと に 1,100 円 (1,210 円)を 加えた額
--	--------------	--	---	---

(2) 符号品目
50b/s のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額		
		一 般	警察・消防	新聞・放送・通信社
回 線 距 離	10km までのもの	7,700 円 (8,470 円)	7,700 円 (8,470 円)	7,700 円 (8,470 円)
	20 //	13,700 円 (15,070 円)	11,600 円 (12,760 円)	12,700 円 (13,970 円)
	30 //	18,000 円 (19,800 円)	14,600 円 (16,060 円)	15,800 円 (17,380 円)
	60 //	20,000 円 (22,000 円)	15,000 円 (16,500 円)	18,000 円 (19,800 円)
	120 //	35,000 円 (38,500 円)	18,000 円 (19,800 円)	26,000 円 (28,600 円)
	240 //	56,000 円 (61,600 円)	28,000 円 (30,800 円)	42,000 円 (46,200 円)
	360 //	80,000 円 (88,000 円)	40,000 円 (44,000 円)	60,000 円 (66,000 円)
	500 //	96,000 円 (105,600 円)	48,000 円 (52,800 円)	72,000 円 (79,200 円)
	750 //	105,000 円 (115,500 円)	53,000 円 (58,300 円)	79,000 円 (86,900 円)
	1,000 //	110,000 円 (121,000 円)	55,000 円 (60,500 円)	83,000 円 (91,300 円)
	1,500 //	120,000 円 (132,000 円)	60,000 円 (66,000 円)	90,000 円 (99,000 円)
	2,000 //	130,000 円 (143,000 円)	65,000 円 (71,500 円)	98,000 円 (107,800 円)
	2,500 //	150,000 円 (165,000 円)	75,000 円 (82,500 円)	110,000 円 (121,000 円)
	3,000 //	155,000 円 (170,500 円)	78,000 円 (85,800 円)	115,000 円 (126,500 円)
	3,000km を超えるもの	160,000 円 (176,000 円)	80,000 円 (88,000 円)	120,000 円 (132,000 円)

2－1－2 分岐回線の部分
分岐回線専用料又は分岐料 分岐回線1回線ごとに月額

料金種別	料 金 額									
(1) その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐か所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	<p>ア 3.4kHz、音声伝送及び符号品目の専用回線については、その専用回線の品目に応じ、次表に規定する額とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>分岐回線専用料の額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4kHz</td><td>4,200 円 (4,620 円)</td></tr> <tr> <td>音声伝送</td><td>3,500 円 (3,850 円)</td></tr> <tr> <td>符号 50b/s 品目</td><td>2,100 円 (2,310 円)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 3.4kHz (S) の専用回線については、その専用回線の品目に応じ、2－1－1 の回線距離が「10kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1</p> <p>ウ その分岐か所が専用サービス取扱所以外の場所である場合において、分岐か所から引込線のみで分岐しているときは、ア及びイの規定にかかるわらず、1,000 円(1,100 円)とします。</p>		品 目	分岐回線専用料の額（月額）	3.4kHz	4,200 円 (4,620 円)	音声伝送	3,500 円 (3,850 円)	符号 50b/s 品目	2,100 円 (2,310 円)
品 目	分岐回線専用料の額（月額）									
3.4kHz	4,200 円 (4,620 円)									
音声伝送	3,500 円 (3,850 円)									
符号 50b/s 品目	2,100 円 (2,310 円)									
(2) 他の分岐回線の場合の分岐回線専用料	<p>その専用回線の品目に応じ、その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐か所の回線距離測定局相互間の回線距離に対応する2－1－1の基本回線専用料と同額</p> <p>ただし、その専用回線の双方の終端の回線距離測定局がそれぞれ異なる電話加入区域内にある場合において、その分岐回線の終端の回線距離測定局が所属する電話加入区域とその分岐か所の回線距離測定局が所属する電話加入区域とが同一であるときは、その専用回線の品目に応じ、上欄に規定する料金額と同額とします。</p>									
(3) 分岐回線について、分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（専用サービス取扱所において分岐装置により分岐する場合に限ります。）	<p>3.4kHz、3.4kHz (S) 又は音声伝送に関するもの 9,000 円(9,900 円)</p>									
<p>備考 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が別に定める分岐の数の限度内で分岐に係る他社接続回線の終端の場所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。</p> <p>ただし、分岐回線をさらに分岐するときは、分岐の請求をすることができません。</p> <p>(注) 当社が別に定める分岐の数の限度については、その専用サービスに係る分岐の請求をする者に開示します。</p>										

2－2 加算額

(1) 引込線の部分が4線式のとき。

基本回線専用料又は分岐回線専用料

月額

料金種別	単位	料金額
4線式引込線	引込線1回線ごとに	2,500円(2,750円)

(2) 接続料を要するとき。

加算料

月額

品目		単位	料金額
帯域品目	自由利用	3.4kHz	専用回線1回線ごとに 41,000円 (45,100円)
		3.4kHz(S)	専用回線1回線ごとに 41,000円 (45,100円)
	目的利用	音声伝送	専用回線1回線ごとに 41,000円 (45,100円)
符号品目		50b/s	専用回線1回線ごとに 49,000円 (53,900円)

備考

- 1 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、令和8年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料又は加算料

日額

その専用回線を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2類 高速ディジタル伝送サービスに関する専用料

第1 臨時専用契約以外の契約に関するもの

1 適用

区分	内容											
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s</td><td>64kbit/s の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>128kb/s</td><td>128kbit/s の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/s の符号伝送が可能なものの</td></tr> <tr> <td>6 Mb/s</td><td>6.144Mbit/s の符号伝送が可能なものの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高速ディジタル伝送サービス（アクセス回線共用に係るものを除きます。）と接続する他社接続回線（協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービス（契約の区分がプラン1のものを除きます。）に限ります。）は、品目、細目及び契約の種別がその専用回線と同一（細目のうち保守の態様による区分がシンプルクラスのものと接続する他社接続回線については、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する高速ディジタル伝送サービスにおけるサービスクラスがエコノミークラスのものとします。また、協定事業者の契約約款及び料金表に規定する細目のうち保守の区別が「タイプ1－1」とあるのは、「タイプ1」と読みかえるものとします。）のものとします。以下第2類において同じとします。</p> <p>2 アクセス回線共用に係る専用回線は高速品目のものに限ります。</p> <p>3 アクセス回線共用を行う他社接続回線（臨時専用契約以外のものに限ります。以下第2類及び第7類において「他社接続共用回線」といいます。）の品目に係る符号伝送速度は、アクセス回線共用に係る複数の電気通信回線（以下「アクセス回線共用回線群」といいます。）の品目に係る符号伝送速度の合計値以上とします。</p>		品名	内容	64kb/s	64kbit/s の符号伝送が可能なものの	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なものの	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なものの	6 Mb/s	6.144Mbit/s の符号伝送が可能なものの
品名	内容											
64kb/s	64kbit/s の符号伝送が可能なものの											
128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なものの											
1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なものの											
6 Mb/s	6.144Mbit/s の符号伝送が可能なものの											
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>提供区域による区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>内容</th></tr> </thead> </table>		区別	内容								
区別	内容											

区別 1	<p>専用契約者が指定する構内又は建物内に設置される専用回線の終端（当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の終端を除きます。）の場所が、収容区域又は電話加入区域（当社が別に指定するものに限ります。）内及び当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の端局と同一の単位料金区域内にある場合</p> <p>(注) 当社は、専用契約者が指定する専用回線の終端の場所について、本欄に規定する当社が別に指定する収容区域又は電話加入区域の内又は外となることをその専用契約者に開示します。</p>
区別 2	区別 1 以外の場合

備考 専用契約者が指定する構内又は建物内に設置される専用回線の終端（当社が指定する専用サービス取扱所に設置される専用回線の終端を除きます。以下、本欄において同じとします。）がその専用サービス取扱所が所在する高速ディジタル伝送サービス区域（当社が行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、専用サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定する区域とします。以下同じとします。）の外となる場合の基本額は、その高速ディジタル伝送サービス区域を越える地点から専用契約者の指定する構内又は建物内に設置される専用回線の端局の場所までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について適用します。

イ 保守の態様による細目

(ア) 高速品目のサービスクラスによる区別	
区 別	内 容
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないものであってシンプルクラス以外のもの
シンプルクラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、専用回線（当社の提供区间に限ります。）が二重化されていないもの
(イ) 保守の区別	
区 別	内 容

	<table border="1"> <tr> <td>タイプ1</td><td>専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの</td></tr> <tr> <td>タイプ2</td><td>タイプ1以外のもの</td></tr> </table>	タイプ1	専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの	タイプ2	タイプ1以外のもの	
タイプ1	専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの					
タイプ2	タイプ1以外のもの					
備考						
(3) 回線距離の測定	<p>1 高速品目には、サービスクラスによる区別及び保守の区別があります。</p> <p>2 第97条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間（以下この欄において「規定時間」といいます。）については、タイプ2は12時間とします。</p> <p>3 アクセス回線共用を行う場合における規定時間は、他社接続共用回線の部分及びそれ以外の部分ごとにそれぞれ適用します。</p> <p>4 他社接続共用回線は、アクセス回線共用回線群に保守の態様による区別がタイプ1以外のものがあるときは、協定事業者の契約約款及び料金表に規定するタイプ1以外のものとします。</p> <p>5 他社接続共用回線に係るアクセス回線共用を行う場合、専用契約者は、他社接続共用回線に係る通信又は保守の態様による区別を、申込時（他社接続共用回線に係る通信又は保守の態様による区別の変更があったときはその変更時を含みます。）に通知していただきます。</p> <p>6 当社の提供する専用回線と接続する他社接続回線について、その他接続回線に係る細目のうちサービスクラスがエコノミークラスの場合であって、保守の区別による規定のないものと接続する場合は、その他接続回線に係る保守の区別をタイプ2とみなして接続します。</p> <p>7 エコノミークラス（シングル）に係る専用回線は回線距離が100kmまでのものに限り提供します。</p>					

イ この表の(7)欄のイの適用となる場合、取扱所回線を含む専用回線に係るものである場合、アクセス回線共用の場合又は接続契約者回線と接続する場合の回線距離は、次のとおり測定します。

区分	回線距離
A 専用回線の終端（他社接続回線に係るものを除きます。以下イにおいて同じとします。）相互間、相互接続点と専用回線の終端との間又は相互接続点相互間の部分	専用回線の終端又は相互接続点の起算点となる方形区画の番号に基づいて、次の算式により測定した距離とします。 $\sqrt{\left(\frac{\text{縦軸の方形区画番号の数差}}{2} \right)^2 + \left(\frac{\text{横軸の方形区画番号の数差}}{2} \right)^2} = \text{回線距離}$
B 他社接続回線の部分	協定事業者の契約約款及び料金表に規定する回線距離と同一とします。

(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 高速ディジタル伝送サービスには、臨時専用契約に係るもの、長期継続利用に係るもの及び協定事業者の契約約款及び料金表に規定する異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。

イ 専用契約者は、最低利用期間（その期間内に他社接続回線に係る契約の解除と同時にその契約を締結している協定事業者以外の協定事業者において新たにその契約に相当する契約を締結した場合（当社が別に定める協定事業者相互間に係る場合を除きます。以下イにおいて「接続事業者変更」といいます。）は、最低利用期間に係る起算日をその契約を締結した日とみなします。）内に専用契約の解除（他社接続共用回線に係る契約の解除及び利用休止を含みます。）又は接続事業者変更があった場合は、第 97 条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、解除又は接続事業者変更があった日の前日の回線専用料（基本額（他社接続共用回線に係る契約の解除又は利用休止があった場合の基本額は 2—1 に規定

する他社接続共用回線の部分とします。以下この欄において同じとします。) 及び加算料に相当する額に残余の期間（解除等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

ウ 専用契約者は、最低利用期間内に分岐回線の廃止、専用サービスの品目（他社接続共用回線に係る品目を含みます。）若しくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の回線専用料の額と加算料の額を合計した額から、変更後の回線専用料の額と加算料の額を合計した額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。

エ ウの場合に、分岐回線の廃止又は品目若しくはサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料及び加算料の額を合算して行います。

(注) 本欄イに規定する当社が別に定める協定事業者とは、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社とします。

(5) 取扱所回線を含む専用回線に係る基本額の適用

高速品目の専用回線であって、取扱所回線を含むものの基本額は、次のア又はイの規定により適用します。

ア その専用回線が終端（他社接続回線に係る終端を除きます。以下この欄において同じとします。）相互間となる場合の専用回線に係る基本額は、2-1（基本額）のイに規定する専用回線の終端相互間の部分に係るものと次の表に規定する額を合算して適用します。

エコノミークラス及びシンプルクラスに係るもの

1 の終端ごとに月額

品 目	料 金 額
64kb/s のもの	9,000 円 (9,900 円)
128kb/s のもの	10,000 円 (11,000 円)
1.5Mb/s のもの	24,000 円 (26,400 円)
6 Mb/s のもの	90,000 円 (99,000 円)

イ その専用回線が相互接続点と専用回線の終端との間となる場合の専用回線に係る基本額は、次により適用します。

(ア) (イ)以外のもの

その専用回線に係る基本額は、2-1（基本額）に規定する相互接続点と専用回線の終端との間の部分に係るもの及び他社接続回線の部分に係るものとアの表に規定する額を合算して適用します。

	<p>(イ) その専用回線の終端と相互接続点が同一の都道府県の区域となる場合 その専用回線に係る基本額は、2-1(基本額)に規定する他社接続回線の部分に係るものとアの表に規定する額を合算して適用します。</p>												
(6) 取扱所回線多重を利用して終端部分に係る料金の適用	<p>取扱所回線多重（専用回線の終端（他社接続回線に係る終端を除きます。以下この欄において同じとします。）の場所（当社の指定する専用サービス取扱所内とします。）が同一であって、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線について、その取扱所回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その取扱所回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数の高速ディジタル伝送サービスの取扱所回線を1の伝送路インターフェース上で多重することをいいます。以下第2類において同じとします。）を利用している場合の終端部分に係る料金は、次のア及びイの規定により適用します。</p> <p>ア 取扱所回線多重に係る伝送速度の区分 当社は、取扱所回線多重に係る料金を適用するにあたって、次表に定める伝送速度の区分により、料金を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝送速度の区分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s</td><td>1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> <tr> <td>6 Mb/s</td><td>6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 当社は、1の取扱所回線多重を利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が192kbit/s以上となる場合に取扱所回線多重を提供します。 取扱所回線多重は、エコノミークラス及びシンプルクラスを同一クラスとして扱います。 専用契約者は、取扱所回線多重の請求を行うときは、あらかじめ伝送速度の区分を指定していただきます。 取扱所回線多重を利用している場合の回線接続装置は、その取扱所回線の取扱所回線多重の伝送速度の区分に対応した回線接続装置（伝送速度の区分が1.5Mb/sの場合は回線終端装置とします。）とします。 <p>イ 取扱所回線多重を利用している場合の終端部分に係る料金額については、(5)欄の規定にかかわらず、同一取扱所回線多重を利用する専用回線の伝送速度の合計値に対応した伝送速度の区分の品目に係る次の額を専用契約者が指定したその取扱所回線多重に係る1の専用回線に適用します。 エコノミークラス及びシンプルクラスのもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5Mb/s のもの</td><td>24,000円(26,400円)</td></tr> <tr> <td>6 Mb/s のもの</td><td>90,000円(99,000円)</td></tr> </tbody> </table>	伝送速度の区分	内 容	1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの	6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの	品 目	料 金 額	1.5Mb/s のもの	24,000円(26,400円)	6 Mb/s のもの	90,000円(99,000円)
伝送速度の区分	内 容												
1.5Mb/s	1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの												
6 Mb/s	6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの												
品 目	料 金 額												
1.5Mb/s のもの	24,000円(26,400円)												
6 Mb/s のもの	90,000円(99,000円)												

	<p>ウ ア及びイの規定にかかわらず、次の場合には、取扱所回線多重を提供できないことがあります。</p> <p>(ア) 取扱所回線多重を提供することが技術的に困難なとき。</p> <p>(イ) その他当社の専用サービスに係る業務の遂行上著支障があるとき。</p>						
(7) 他社接続回線との接続に係る基本額の適用	<p>他社接続回線（他社接続共用回線となるものを除きます。）と接続する専用回線の基本回線専用料は、次のア又はイの規定により適用します。</p> <p>ただし、この表の(5)欄に規定する取扱所回線を含む専用回線に係る基本額の適用となる場合又は(11)欄に規定するアクセス回線共用に係る基本回線専用料の適用となる場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、(5)欄又は(11)欄により適用します。</p> <p>ア その専用回線の両端と接続する他社接続回線に係る協定事業者が NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社のもの 2-1 (基本額) のアに規定する額を適用します。</p> <p>イ その専用回線の少なくとも一端と接続する他社接続回線に係る協定事業者が NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社以外のもの 2-1 (基本額) に規定する相互接続点相互間の部分と他社接続回線の部分（接続する他社接続回線の協定事業者ごとの額とします。）の額を合算して適用します。</p>						
(8) 専用回線に関する料金の減額	<p>専用回線の基本額については、2-1 (基本額) の額から引込線1回線ごとに次の額を減額して適用します。</p> <p>ただし、その専用回線が取扱所回線を含むものである場合の取扱所回線の部分についてはこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s 又は 128kb/s</td> <td>70 円 (77 円)</td> </tr> <tr> <td>その他の品目</td> <td>2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基本額の減額（月額）	64kb/s 又は 128kb/s	70 円 (77 円)	その他の品目	2,000 円 (2,200 円)
品 目	基本額の減額（月額）						
64kb/s 又は 128kb/s	70 円 (77 円)						
その他の品目	2,000 円 (2,200 円)						
(9) 他社接続回線において多重アクセスを利用している場合の料金の適用	<p>当社の専用回線と接続する他社接続回線において協定事業者の契約約款及び料金表に規定する多重アクセス（以下「多重アクセス」といいます。）を利用している場合の専用回線の基本額は、その専用回線について次の額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s 又は 128kb/s</td> <td>2,430 円 (2,673 円)</td> </tr> <tr> <td>その他の品目</td> <td>18,000 円 (19,800 円)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基本額の減額（月額）	64kb/s 又は 128kb/s	2,430 円 (2,673 円)	その他の品目	18,000 円 (19,800 円)
品 目	基本額の減額（月額）						
64kb/s 又は 128kb/s	2,430 円 (2,673 円)						
その他の品目	18,000 円 (19,800 円)						
(10) 削除	削除						
(11) アクセス回線共用に係る基本回線専用料の適用	<p>ア アクセス回線共用に係る専用回線の基本回線専用料は、2-1 (基本額) に規定する相互接続点と専用回線の終端（他社接続回線に係る終端を除きます。）との間の部分に係るもの又は相互接続点相互間の部分に係るものとそれ以外の部分に係るものとそれを合算して適用します。</p>						

	<p>ただし、他社接続共用回線の部分に係る基本回線専用料は、その他社接続共用回線に対応する品目の額を適用します。</p> <p>イ アクセス回線共用を行う場合の専用回線の基本回線専用料は、同一のアクセス回線共用を行う専用回線（他の電気通信サービスに係る電気通信回線を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち1の専用回線（臨時専用契約となるものを除きます。）を除く他の専用回線について、他社接続共用回線の部分の基本回線専用料と同一の額（当社の他の電気通信サービスについてはその額に相当する額とします。）を減額して適用します。</p> <p>ウ 当社の専用回線と接続する他社接続回線において多重アクセスを利用している場合は、アクセス回線共用は提供しません。</p>												
(12) 削除	削除												
(13) 削除	削除												
(14) 継続利用期間に係る基本額の適用	<p>ア 当社は、専用契約者（臨時専用契約に係る契約者を除きます。以下この表の(14)欄及び(15)欄において同じとします。）の専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日（品目の変更及び通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は変更した日とします。）の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額については、その経過期間に応じて2-1（基本額）の額（この表の(11)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この表の(14)欄及び(15)欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>ただし、この表の(15)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用及び(17)欄の長期高額利用に係る基本額の割引の適用を行う専用回線については、この限りでありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間を超える2年間までの期間</td> <td>2-1の額に 0.03 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2年間を超える3年間までの期間</td> <td>2-1の額に 0.05 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3年間を超える4年間までの期間</td> <td>2-1の額に 0.07 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>4年間を超える5年間までの期間</td> <td>2-1の額に 0.09 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>5年間を超える期間</td> <td>2-1の額に 0.11 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、料金月の初日以外の日において、この表の(17)欄に規定する長期高額利用に係る割引適用回線群に、現にアに規定する減額を適用している専用回線を追加する申出を当社が承諾した場合は、その料金月については、アに規定する減額を行いません。</p>	経過期間	基本額の減額（月額）	1年間を超える2年間までの期間	2-1の額に 0.03 を乗じて得た額	2年間を超える3年間までの期間	2-1の額に 0.05 を乗じて得た額	3年間を超える4年間までの期間	2-1の額に 0.07 を乗じて得た額	4年間を超える5年間までの期間	2-1の額に 0.09 を乗じて得た額	5年間を超える期間	2-1の額に 0.11 を乗じて得た額
経過期間	基本額の減額（月額）												
1年間を超える2年間までの期間	2-1の額に 0.03 を乗じて得た額												
2年間を超える3年間までの期間	2-1の額に 0.05 を乗じて得た額												
3年間を超える4年間までの期間	2-1の額に 0.07 を乗じて得た額												
4年間を超える5年間までの期間	2-1の額に 0.09 を乗じて得た額												
5年間を超える期間	2-1の額に 0.11 を乗じて得た額												

	<p>ウ アに規定する経過期間には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p>												
(15) 長期継続利用に係る基本額の適用	<p>ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線（この表の(14)欄の規定による継続利用期間に係る基本額の適用又は(17)欄の規定による長期高額利用に係る基本額の適用を行いうものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額については、2－1（基本額）の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類及びそれぞれ1の料率区分があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料率区分</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>0.35</td> <td>2－1の額に 0.07 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>0.35</td> <td>2－1の額に 0.11 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下の欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ オに規定するほか、料金月の初日以外の日において、この表の(17)欄に規定する長期高額利用に係る割引適用回線群に、現にアに規定する減額を適用している専用回線を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その専用回線について、その料金月の初日に長期継続利用の廃止があったものとみなして取扱います。</p> <p>カ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出でいただきます。</p> <p>キ 長期継続利用期間の中途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>ク キの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の長期継続利</p>	種類	継続して利用する期間	料率区分	基本額の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	0.35	2－1の額に 0.07 を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	0.35	2－1の額に 0.11 を乗じて得た額
種類	継続して利用する期間	料率区分	基本額の減額（月額）										
(ア) 3年利用	3年間	0.35	2－1の額に 0.07 を乗じて得た額										
(イ) 6年利用	6年間	0.35	2－1の額に 0.11 を乗じて得た額										

用の適用を開始した日から起算して算出します。

ケ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービスの品目（他社接続共用回線に係る品目を含みます。）の変更、サービスクラス等の変更若しくは専用回線の移転によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は他社接続共用回線に係る契約の解除、利用休止若しくは長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、長期継続利用の廃止の場合であって、この表の(14)欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額が、この欄のアの表に規定する基本額の減額に係る料金額を上回る場合については、この限りではありません。

区分	支払いをする額
(ア) 分岐回線の廃止等により基本額が減少した場合	残余の期間（廃止等のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に専用契約者が選択している料率区分（以下「規定の料率」といいます。）を乗じて得た額
(イ) 他社接続共用回線に係る契約の解除若しくは利用休止があった場合	残余の期間（廃止等のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止等前の基本額（2-1に規定する他社接続共用回線の部分とします。）に規定の料率を乗じて得た額
(ウ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（廃止のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に規定の料率を乗じて得た額

(16) 高額利用に係る基本額の割引の適用

ア 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下この欄において「高額利用割引」といいます。）を行います。

ただし、臨時専用契約及びこの表の(17)欄に規定する長期高額利用に係る基本額の割引の適用を行う専用回線については、この限りではありません。

(ア) その専用回線の基本額（この表の(11)欄までの適用及び(14)欄又は(15)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下この欄において同じとします。）が100万円(110万円)を超えるとき。((イ)に該当する場合を除きます。)

(イ) 1の高額利用指定回線群（専用契約者が指定する2以上の専用回線（その専用契約者に係る専用回線（高速ディジタル伝送サービスに係るもののはか、当社のUniversal

One サービス契約約款（第8編）に定める第1種イーサネット専用サービスに係るもの（その専用回線が Universal One サービス契約約款（第8編）に規定する高額利用指定回線群に指定されているものを除きます。）を含みます。）により構成されるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の料金額（高額利用指定回線群を構成する専用回線の基本額（高速ディジタル伝送サービスの基本額については、この表の(11)欄までの適用及び(14)欄又は(15)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とし、第1種イーサネット専用サービスについては、Universal One サービス契約約款（第8編）の料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第2類（イーサネット専用サービスに関する専用料）1（適用）の表の(9)欄までの適用及び(11)欄又は(12)欄の適用による場合は、適用した後の基本額とします。以下この欄において同じとします。）の合計額をいいます。以下この欄において同じとします。）が100万円(110万円)を超える場合であつて、その専用契約者から申出があつたとき。

割引額	1の高額利用指定回線群の料金額 ((ア)に規定する1の専用回線の基本額を含みます。)に、次表に規定する割引率を乗じて得た額	
	高額利用指定回線群の料金額	割引率
	100万円(110万円)を超え500万円(550万円)までの部分	3%
	500万円(550万円)を超え3,000万円(3,300万円)までの部分	5%
	3,000万円(3,300万円)を超える部分	7%

- イ 割引率の計算は、料金月単位で行います。
- ウ 高額利用指定回線群の料金額に対する高額利用割引は、専用契約者からの申出を当社が承諾した日からその廃止があつた日の前日までの期間について適用します。
- エ 当社は、専用契約者から、その高額利用指定回線群に新たに専用回線を追加する申出があつたときは、その申出を当社が承諾した日からのその専用回線の基本額について、高額利用指定回線群を構成している専用回線をその高額利用指定回線群から除外する旨の申出があつたときは、その申出があつた日の前日までのその専用回線の基本額について、その高額利用指定回線群の料金額に含めるものとします。
- オ ウ及びエに規定するほか、料金月の初日以外の日において、この表の(17)欄に規定する長期高額利用に係る割引適用回線群に、現に高額利用指定回線群を構成している専用回線を追加する申出を当社が承諾した場合は、当社は、その専用回線について、その料金月の初日に高額利用割引の廃止又は高額利用指定回線群から除外する旨の申出があつたものとみなします。

て取扱います。
カ ウからオまでに規定する場合の高額利用指定回線群の料金額の対象となるその専用回線の基本額は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

キ 当社は、料金返還その他の場合において高額利用指定回線群を構成する専用回線 1 回線当たりの基本額を確定する必要が生じたときは、その基本額は次の算式により算出します。

$$\text{専用回線 1 回線当たりの基本額} = \frac{\text{高額利用割引適用前の高額利用指定回線群の料金額}}{\text{高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額}}$$

ク 前項の場合において、高額利用割引適用後の高額利用指定回線群の料金額からその高額利用指定回線群を構成するすべての専用回線について前項の算式により算出した専用回線 1 回線当たりの基本額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する 1 の専用回線（その高額利用指定回線群を構成するものに限ります。）の基本額に加算するものとします。

(17) 長期高額利用に係る基本額の割引の適用

ア 当社は、専用契約者（共同専用契約及び臨時専用契約に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、次表に規定する期間において、1 の長期高額利用回線群（その専用契約者が指定する専用回線（高速ディジタル伝送サービスに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）及び当社が提供する他の電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る契約（その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の適用を受けるものに限ります。以下この欄において同じとします。）により構成されるものをいいます。以下この欄において同じとします。）の料金額の年間累計額が同表に規定する額（以下この欄において「約定金額」といいます。）以上となるよう、その長期高額利用回線群に係る電気通信サービスを利用する申出があった場合には、割引適用回線群（その長期高額利用回線群を構成する契約のうち高速ディジタル伝送サービスに係るものとします。以下この欄において同じとします。）の料金額から、同表に規定する額の割引（以下この欄において「長期高額利用割引」といいます。）を行ないます。この場合、長期高額利用割引には同表の 7 種類があり、あらかじめいずれかの 1 つ（長期高額利用回線群を構成する当社が提供する他の電気通信サービスに係る契約について適用されるその電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の種類に相当するものに限ります。）を選択していただきます。

種類	期間	約定金額	割引額（月額）
(ア) プレミア 1	36 料金月	1,000 万円 (1,100 万)	割引適用回線群の料金額に 0.05 の

		円)	割引率を乗じて得た額
(イ) プレミア2	36 料金月	5,000 万円 (5,500 万円)	割引適用回線群の料金額に 0.06 の割引率を乗じて得た額
(ウ) プレミア3	36 料金月	1 億円 (1.1 億円)	割引適用回線群の料金額に 0.07 の割引率を乗じて得た額
(エ) プレミア4	36 料金月	2 億円 (2.2 億円)	割引適用回線群の料金額に 0.08 の割引率を乗じて得た額
(オ) プレミア5	36 料金月	3 億円 (3.3 億円)	割引適用回線群の料金額に 0.09 の割引率を乗じて得た額
(カ) プレミア6	36 料金月	4 億円 (4.4 億円)	割引適用回線群の料金額に 0.1 の割引率を乗じて得た額
(キ) プレミア7	36 料金月	5 億円 (5.5 億円)	割引適用回線群の料金額に 0.11 の割引率を乗じて得た額

イ アに規定する長期高額利用回線群に係る料金額は、次の料金の合計額とします。

(ア) その長期高額利用回線群を構成する割引適用回線群に係る料金額（その割引適用回線群を構成する高速ディジタル伝送サービスに係る基本額（この表の(5)から(11)欄までの適用による場合は、適用した後の基本額とします。）の合計値とします。）

(イ) その長期高額利用回線群を構成する当社が提供する他の電気通信サービスの回線群に係る料金額（その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の適用の対象となる料金額に限ります。）

ウ 当社は、長期高額利用割引の申出があった場合は、次の場合を除き、これを承諾します。

(ア) 割引適用回線群を構成する専用回線について、この表の(14)欄又は(15)欄及び(16)欄の適用を行なっているとき。

(イ) 長期高額利用回線群に当社が提供する他の電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の適用を受けている回線群が含まれないとき。

(ウ) 長期高額利用回線群を構成する契約を締結している者

が長期高額利用割引の申出をした専用契約者と同一の者とならないとき（長期高額利用回線群に電話等サービスに係る回線群（以下（ウ）において「割引選択回線群」といいます。）を含む場合は、この割引選択回線群における割引選択代表回線に係る契約を締結している者が長期高額利用割引の申出をした契約者と同一とならないとき。）。

(エ) その他長期高額利用割引を適用することについて、当社の専用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

エ 長期高額利用割引は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 長期高額利用割引の適用期間（以下この欄において「長期高額利用期間」といいます。）は、長期高額利用割引の適用を開始した料金月から、その長期高額利用割引の種類に応じアの表中に規定する期間とします。

ただし、長期高額利用割引の適用開始の際現に、その長期高額利用回線群を構成する当社が提供する他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引が適用されている場合はこの限りではありません。この場合の長期高額利用期間は、その長期高額利用回線群を構成する当社が提供する他の電気通信サービスに係る契約について、その電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引の適用が開始された料金月を長期高額利用割引の適用を開始した料金月とみなして起算するものとします。

カ 当社は、専用契約者から、割引適用回線群に新たに専用回線を追加する申出があったときは、ウの規定に準じて取り扱います。

キ 長期高額利用期間には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含みます。

ク 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その割引適用回線群からその専用回線を除外します。

(ア) 割引適用回線群を構成する専用回線に係る専用契約の解除があったとき。

(イ) 専用契約者から、割引適用回線群を構成する専用回線をその割引適用回線群から除外する旨の申出があったとき。

(ウ) 割引適用回線群を構成する専用回線に係る専用契約について、第26条の3の3（高速ディジタル伝送サービスの利用権の譲渡）に規定する利用権の譲渡の請求により、当社が承諾したとき。

- ケ 当社は、カの規定により割引適用回線群に新たに専用回線を追加する申出の承諾をした場合にあっては、その承諾日を含む料金月からその専用回線に係る基本額について、クの規定により割引適用回線群からその専用回線を除外した場合にあっては、その除外した日を含む料金月（利用権の譲渡の請求があった場合は、その利用権の譲渡の請求を当社が承諾した日の前日までとします。）までの専用回線に係る基本額について、その割引適用回線群の料金額に含めるものとします。この場合において、現に割引適用回線群からその専用回線を除外した料金月については、当社は、その専用回線に係る基本額について、この表の(14)欄から(16)欄までに規定する減額または割引の適用を行いません。
- コ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、長期高額利用割引を廃止します。
- (ア) 割引適用回線群を構成する全ての専用契約の解除又は利用権の譲渡があったとき。
 - (イ) ウの(イ)から(エ)までの規定に該当する場合が生じたとき。
 - (ウ) 長期高額利用回線群の料金額を支払うこととなる契約者がその料金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- サ 長期高額利用割引の廃止があった場合の割引の適用については、次表のとおりとします。

区分	長期高額利用割引の適用
(ア) (イ)及び(ウ)以外により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月まで長期高額利用割引を適用します。
(イ) クの(ウ)の規定により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日の前日まで長期高額利用割引を適用します。
(ウ) コの(ウ)の規定により長期高額利用割引の廃止があった場合	その廃止があった日を含む料金月の前料金月まで長期高額利用割引を適用します。

- シ 専用契約者は、長期高額利用割引満了後も長期高額利用割引を継続するときは、長期高額利用期間が満了する料金月の末日の10日前までに、新たに長期高額利用割引の種類を選択して、当社に申し出でいただきます。
- ス 長期高額利用割引の中途における長期高額利用割引の種類の変更については、変更後の種類の約定金額が変更前の約定金額を上回る場合に限り行うことができます。
- セ スの規定により、長期高額利用割引の種類の変更を行ったときは、変更後の種類の長期高額利用割引については、その変更を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。この場合、変更後の種類の長期高額利用期間が満了する料金月については、変更前の種類の長期高額利用期間の起算に係る料金月から起算して算出します。

ソ 専用契約者は、長期高額利用割引及び当社が提供する他の電気通信サービスの契約約款及び料金表に規定する長期高額利用割引適用後の長期高額利用回線群の料金額の年間累計額（長期高額利用期間の起算月から起算して 12 料金月ごとの累計額とします。）が約定金額に満たないときは、次の規定により算出した割引相当額の累計額に実費相当の手数料を加算した額を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

ただし、当社が提供する他の電気通信サービスの契約約款及び料金表の定めるところによりその実費相当の手数料に相当する額を支払うこととなるときは、専用契約者はその実費相当の手数料の支払を要しません。

$$\text{割引相当額} = \frac{\text{年間累計額の算出対象}}{\text{期間内の各料金月における長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額}} \times \frac{\text{割引率}}{1 - \text{割引率}}$$

タ 削除

チ 当社は、料金返還その他の場合において割引適用回線群を構成する専用回線の 1 回線あたりの料金額を確定する必要が生じたときは、その料金額は次の算式により算出します。

$$\text{専用回線 1 回線あたりの料金額} = \frac{\text{長期高額利用割引適用前のその専用回線の基本額}}{\text{長期高額利用割引適用前の割引適用回線群の料金額}} \times \frac{\text{長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額}}{\text{长期高額利用割引適用前の割引適用回線群の料金額}}$$

ツ チの場合において、長期高額利用割引適用後の割引適用回線群の料金額からその割引適用回線群を構成する全ての専用回線について、チの算式により算出した専用回線 1 回線あたりの料金額を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を専用契約者が指定する 1 の専用回線（その割引適用指定回線群を構成するものに限ります。）の料金額に加算するものとします。

(注 1) アに規定する当社が別に定める当社が提供する他の電気通信サービスは、電話等サービスとします。

(注 2) この欄に規定する長期高額利用割引の割引額及び割引相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 6 の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

(18) 削除	削除
(19) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合及び復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

(20) 加算料の適用	<p>ア 当社は、その専用回線の少なくとも一端と接続する他社接続回線に係る協定事業者が NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社となるときは、2-2-5 に規定する加算料を適用します。</p> <p>イ 当社は、加算料について、接続料（他社接続回線（協定事業者が NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社となるものに限ります。）の利用にあたり協定事業者との相互接続協定等により当社が協定事業者に支払う料金とします。以下この欄において同じとします。）に基づいて算定するものとし、接続料の改定があったときは、加算料を再算定します。</p> <p>ウ 当社は、イの加算料の再算定により加算料の額が増加又は減少した場合、増加又は減少後の加算料は、改定後の接続料が適用される日の属する当社の会計年度の初日から適用するものとします。</p> <p>エ 専用契約者は、イ及びウの規定により当社が改定後の料金を適用することについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>オ アからエまでの規定にかかわらず、アクセス回線共用を行う場合の加算料については、同一のアクセス回線共用を行う専用契約（当社の Universal One サービス第2類に係る契約を含みます。以下この欄において同じとします。）のうち、1 の専用契約を除く他の専用契約については加算料を適用しません。</p>
-------------	---

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 分岐回線以外の部分

(1) 高速品目

ア イ及びウ以外のもの

(ア) 64kb/s のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	サービスクラスがエコノミークラスのもの		サービスクラスがシンプルクラスのもの		
	保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの	保守の区別がタイプ1のもの	保守の区別がタイプ2のもの	
回線距離	15kmまでのもの	28,000 円 (30,800 円)	31,000 円 (34,100 円)	45,000 円 (49,500 円)	51,500 円 (56,650 円)
	30 "	42,000 円 (46,200 円)	45,000 円 (49,500 円)		
	40 "	47,000 円 (51,700 円)	53,000 円 (58,300 円)		
	50 "	48,000 円 (52,800 円)	54,000 円 (59,400 円)		
	60 "	48,500 円 (53,350 円)	55,000 円 (60,500 円)		
	70 "	49,000 円 (53,900 円)	56,000 円 (61,600 円)		
	80 "	50,000 円 (55,000 円)	56,500 円 (62,150 円)		
	90 "	51,000 円 (56,100 円)	57,000 円 (62,700 円)		
	100 "	52,000 円 (57,200 円)	58,000 円 (63,800 円)		
	120 "	53,000 円 (58,300 円)	59,000 円 (64,900 円)		
	140 "	54,000 円 (59,400 円)	61,000 円 (67,100 円)		
	160 "	56,000 円 (61,600 円)	63,000 円 (69,300 円)		
	180 "	57,000 円 (62,700 円)	64,000 円 (70,400 円)		
	200 "	59,000 円 (64,900 円)	66,000 円 (72,600 円)		
	220 "	60,000 円 (66,000 円)	68,000 円 (74,800 円)		
	240 "	62,000 円 (68,200 円)	69,000 円 (75,900 円)		

240km を超える もの	62,000 円 (68,200 円)に 240km を超え る 20km まで ごとに 1,600 円(1,760 円) を加えた額	69,000 円 (75,900 円)に 240km を超え る 20km まで ごとに 1,700 円(1,870 円) を加えた額	54,000 円 (59,400 円)に 240km を超え る 20km まで ごとに 900 円 (990 円)を加 えた額	61,000 円 (67,100 円)に 240km を超え る 20km まで ごとに 1,000 円(1,100 円) を加えた額
600km を超える もの	90,800 円 (99,880 円)に 600km を超え る 20km まで ごとに 600 円 (660 円)を加 えた額	99,600 円 (109,560 円) に 600km を超 える 20km ま でごとに 600 円(660 円)を 加えた額	70,200 円 (77,220 円)に 600km を超え る 20km ま でごとに 600 円(660 円)を 加えた額	79,000 円 (86,900 円)に 600km を超え る 20km ま でごとに 600 円(660 円)を 加えた額

(イ) 128kb/s のもの

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		サービスクラスがエコノミー クラスのもの		サービスクラスがシンプル クラスのもの	
回 線 距 離	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	
	15kmまでのもの	38,000 円 (41,800 円)	41,000 円 (45,100 円)	74,000 円 (81,400 円)	81,000 円 (89,100 円)
	30〃	64,000 円 (70,400 円)	67,000 円 (73,700 円)		
	40〃	77,000 円 (84,700 円)	84,000 円 (92,400 円)		
	50〃	79,000 円 (86,900 円)	86,000 円 (94,600 円)		
	60〃	80,000 円 (88,000 円)	87,000 円 (95,700 円)		
	70〃	82,000 円 (90,200 円)	89,000 円 (97,900 円)		
	80〃	83,000 円 (91,300 円)	90,000 円 (99,000 円)		
	90〃	85,000 円 (93,500 円)	92,000 円 (101,200 円)		
	100〃	87,000 円 (95,700 円)	94,000 円 (103,400 円)		
	120〃	89,000 円 (97,900 円)	96,000 円 (105,600 円)		
	140〃	92,000 円 (101,200 円)	99,000 円 (108,900 円)		
	160〃	95,000 円 (104,500 円)	103,000 円 (113,300 円)		
	180〃	98,000 円 (107,800 円)	106,000 円 (116,600 円)		
	200〃	101,000 円 (111,100 円)	109,000 円 (119,900 円)		
	220〃	104,000 円 (114,400 円)	112,000 円 (123,200 円)		
	240〃	107,000 円 (117,700 円)	116,000 円 (127,600 円)		

240km を超えるもの	107,000 円 (117,700 円) に 240km を超える 20km まで ごとに 3,100 円 (3,410 円) を加えた額	116,000 円 (127,600 円) に 240km を超える 20km まで ごとに 3,200 円 (3,520 円) を加えた額	92,000 円 (101,200 円) に 240km を超える 20km まで ごとに 1,800 円 (1,980 円) を加えた額	99,000 円 (108,900 円) に 240km を超える 20km まで ごとに 1,900 円 (2,090 円) を加えた額
600km を超えるもの	162,800 円 (179,080 円) に 600km を超える 20km まで ごとに 1,200 円 (1,320 円) を加えた額	173,600 円 (190,960 円) に 600km を超える 20km まで ごとに 1,200 円 (1,320 円) を加えた額	124,400 円 (136,840 円) に 600km を超える 20km まで ごとに 1,200 円 (1,320 円) を加えた額	133,200 円 (146,520 円) に 600km を超える 20km まで ごとに 1,200 円 (1,320 円) を加えた額

(ウ) 1.5Mb/s のもの

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分		料 金 額			
		サービスクラスがエコノミー クラスのもの		サービスクラスがシンプル クラスのもの	
回 線 距 離	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	
	15kmまでのもの	152,000 円 (167,200 円)	162,000 円 (178,200 円)	435,000 円 (478,500 円)	461,000 円 (507,100 円)
	30〃	342,000 円 (376,200 円)	352,000 円 (387,200 円)		
	40〃	468,000 円 (514,800 円)	495,000 円 (544,500 円)		
	50〃	484,000 円 (532,400 円)	512,000 円 (563,200 円)		
	60〃	499,000 円 (548,900 円)	529,000 円 (581,900 円)		
	70〃	515,000 円 (566,500 円)	546,000 円 (600,600 円)		
	80〃	531,000 円 (584,100 円)	562,000 円 (618,200 円)		
	90〃	547,000 円 (601,700 円)	579,000 円 (636,900 円)		
	100〃	563,000 円 (619,300 円)	596,000 円 (655,600 円)		
	120〃	587,000 円 (645,700 円)	621,000 円 (683,100 円)		
	140〃	618,000 円 (679,800 円)	654,000 円 (719,400 円)		
	160〃	650,000 円 (715,000 円)	688,000 円 (756,800 円)		
	180〃	682,000 円 (750,200 円)	721,000 円 (793,100 円)		
	200〃	713,000 円 (784,300 円)	755,000 円 (830,500 円)		
	220〃	745,000 円 (819,500 円)	788,000 円 (866,800 円)		
	240〃	777,000 円 (854,700 円)	822,000 円 (904,200 円)		

	240km を超えるもの	777,000 円 (854,700 円) に 240km を超える 20km までごとに 32,000 円(35,200 円)を加えた額	822,000 円 (904,200 円) に 240km を超える 20km までごとに 33,000 円(36,300 円)を加えた額	615,000 円 (676,500 円) に 240km を超える 20km までごとに 19,000 円(20,900 円)を加えた額	651,000 円 (716,100 円) に 240km を超える 20km までごとに 20,000 円(22,000 円)を加えた額
	600km を超えるもの	1,353,000 円 (1,488,300 円)に 600km を超える 20km までごとに 22,000 円(24,200 円)を加えた額	1,416,000 円 (1,557,600 円)に 600km を超える 20km までごとに 22,000 円(24,200 円)を加えた額		

(エ) 6 Mb/s のもの

基本回線専用料 専用回線 1 回線ごとに月額

距離区分	料 金 額				
	サービスクラスがエコノミー クラスのもの		サービスクラスがシンプルクラスのもの		
	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	保守の区別が タイプ1のもの	保守の区別が タイプ2のもの	
回 線 距 離	15kmまでのもの	670,000 円 (737,000 円)	700,000 円 (770,000 円)	1,310,000 円 (1,441,000 円)	1,340,000 円 (1,474,000 円)
	30〃	1,210,000 円 (1,331,000 円)	1,240,000 円 (1,364,000 円)		
	40〃	1,360,000 円 (1,496,000 円)	1,390,000 円 (1,529,000 円)		
	50〃	1,470,000 円 (1,617,000 円)	1,500,000 円 (1,650,000 円)		
	60〃	1,560,000 円 (1,716,000 円)	1,590,000 円 (1,749,000 円)		
	70〃	1,650,000 円 (1,815,000 円)	1,680,000 円 (1,848,000 円)		
	80〃	1,720,000 円 (1,892,000 円)	1,750,000 円 (1,925,000 円)		
	90〃	1,790,000 円 (1,969,000 円)	1,820,000 円 (2,002,000 円)		
	100〃	1,850,000 円 (2,035,000 円)	1,880,000 円 (2,068,000 円)		
	120〃	1,930,000 円 (2,123,000 円)	1,960,000 円 (2,156,000 円)		
	140〃	2,020,000 円 (2,222,000 円)	2,050,000 円 (2,255,000 円)		
	160〃	2,110,000 円 (2,321,000 円)	2,140,000 円 (2,354,000 円)		
	180〃	2,165,000 円 (2,381,500 円)	2,195,000 円 (2,414,500 円)		
	200〃	2,220,000 円 (2,442,000 円)	2,250,000 円 (2,475,000 円)		
	220〃	2,275,000 円 (2,502,500 円)	2,305,000 円 (2,535,500 円)		
	240〃	2,330,000 円 (2,563,000 円)	2,360,000 円 (2,596,000 円)		

240km を超えるもの	2,330,000 円 (2,563,000 円)に 240km を超える 20km まで ごとに 55,000 円 (60,500 円)を 加えた額	2,360,000 円 (2,596,000 円)に 240km を超える 20km まで ごとに 55,000 円 (60,500 円)を 加えた額	2,004,000 円 (2,204,400 円)に 240km を超える 20km まで ごとに 41,000 円 (45,100 円)を 加えた額	2,034,000 円 (2,237,400 円)に 240km を超える 20km まで ごとに 41,000 円 (45,100 円)を 加えた額
460km を超えるもの	2,935,000 円 (3,228,500 円)に 460km を超える 20km まで ごとに 26,000 円 (28,600 円)を 加えた額	2,965,000 円 (3,261,500 円)に 460km を超える 20km まで ごとに 26,000 円 (28,600 円)を 加えた額	2,455,000 円 (2,700,500 円)に 460km を超える 20km まで ごとに 19,000 円 (20,900 円)を 加えた額	2,485,000 円 (2,733,500 円)に 460km を超える 20km まで ごとに 19,000 円 (20,900 円)を 加えた額

イ 取扱所回線を含む専用回線に係るもの、アクセス回線共用のもの及び接続契約者回線と相互に接続するもの

(ア) 64kb/s のもの

① 専用回線の終端（他社接続回線に係る終端を除きます。以下イにおいて同じとします。）相互間の部分、相互接続点と専用回線の終端との間の部分又は相互接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	サービスクラスがシンプルクラスのもの
回 線 距 離	同一相互接続点等（同一の場所に所在するサービス接続点と相互接続点との間のもの又は同一の相互接続点に終始するものをいいます。以下同じとします。）	4,000 円(4,400 円)	4,000 円(4,400 円)
	30km までのもの	8,000 円(8,800 円)	6,000 円(6,600 円)
	40 ノ	8,000 円(8,800 円)	6,000 円(6,600 円)
	50 ノ	8,500 円(9,350 円)	6,000 円(6,600 円)
	60 ノ	9,000 円(9,900 円)	7,000 円(7,700 円)
	70 ノ	10,000 円(11,000 円)	7,000 円(7,700 円)
	80 ノ	11,000 円(12,100 円)	7,500 円(8,250 円)
	90 ノ	11,000 円(12,100 円)	8,000 円(8,800 円)
	100 ノ	12,000 円(13,200 円)	8,000 円(8,800 円)
	120 ノ	13,500 円(14,850 円)	9,000 円(9,900 円)
離	140 ノ	15,000 円(16,500 円)	10,000 円(11,000 円)
	160 ノ	16,000 円(17,600 円)	11,000 円(12,100 円)
	160km を超えるもの	16,000 円(17,600 円)に 160km を超える 20km までごとに 1,500 円(1,650 円)を加えた額	11,000 円(12,100 円)に 160km を超える 20km までごとに 900 円(990 円) を加えた額
	600km を超えるもの	49,000 円(53,900 円)に 600km を超える 20km までごとに 600 円(660 円) を加えた額	30,800 円(33,880 円)に 600km を超える 20km までごとに 600 円(660 円) を加えた額

(イ) 128kb/s のもの

① 専用回線の終端相互間の部分、相互接続点と専用回線の終端との間の部分又は相互接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	サービスクラスがシンプルクラスのもの
回 線 距 離	同一相互接続点等	5,000 円 (5,500 円)	5,000 円 (5,500 円)
	30kmまでのもの	12,000 円 (13,200 円)	12,000 円 (13,200 円)
	40 ノ	12,000 円 (13,200 円)	12,000 円 (13,200 円)
	50 ノ	17,000 円 (18,700 円)	12,500 円 (13,750 円)
	60 ノ	18,500 円 (20,350 円)	13,500 円 (14,850 円)
	70 ノ	20,000 円 (22,000 円)	14,000 円 (15,400 円)
	80 ノ	21,000 円 (23,100 円)	15,000 円 (16,500 円)
	90 ノ	22,500 円 (24,750 円)	16,000 円 (17,600 円)
	100 ノ	24,000 円 (26,400 円)	16,500 円 (18,150 円)
	120 ノ	27,000 円 (29,700 円)	18,000 円 (19,800 円)
	140 ノ	30,000 円 (33,000 円)	19,500 円 (21,450 円)
	160 ノ	32,500 円 (35,750 円)	21,000 円 (23,100 円)
	160kmを超えるもの	32,500 円(35,750 円)に 160kmを超える 20km までごとに 2,900 円(3,190 円)を加えた額	21,000 円(23,100 円)に 160kmを超える 20km までごとに 1,800 円(1,980 円)を加えた額
	600kmを超えるもの	96,300 円(105,930 円)に 600kmを超える 20km までごとに 1,200 円(1,320 円)を加えた額	60,600 円(66,660 円)に 600kmを超える 20km までごとに 1,200 円(1,320 円)を加えた額

(ウ) 1.5Mb/s のもの

- ① 専用回線の終端相互間の部分、相互接続点と専用回線の終端との部分又は相互接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線 距 離	サービスクラスがエコ ノミークラスのもの	サービスクラスがシン プルクラスのもの	
	同一相互接続点等	32,000 円 (35,200 円)	32,000 円 (35,200 円)
	30km までのもの	60,000 円 (66,000 円)	60,000 円 (66,000 円)
	40 " "	60,000 円 (66,000 円)	60,000 円 (66,000 円)
	50 " "	86,000 円 (94,600 円)	86,000 円 (94,600 円)
	60 " "	130,000 円 (143,000 円)	130,000 円 (143,000 円)
	70 " "	168,000 円 (184,800 円)	140,500 円 (154,550 円)
	80 " "	200,000 円 (220,000 円)	148,000 円 (162,800 円)
	90 " "	225,000 円 (247,500 円)	156,000 円 (171,600 円)
	100 " "	239,000 円 (262,900 円)	164,000 円 (180,400 円)
	120 " "	267,000 円 (293,700 円)	179,000 円 (196,900 円)
	140 " "	295,500 円 (325,050 円)	195,000 円 (214,500 円)
	160 " "	324,000 円 (356,400 円)	210,500 円 (231,550 円)
160km を超えるもの		324,000 円 (356,400 円) に 160km を超える 20km までごとに 29,500 円 (32,450 円) を加えた額	210,500 円 (231,550 円) に 160km を超える 20km までごとに 18,500 円 (20,350 円) を加えた額
600km を超えるもの		973,000 円 (1,070,300 円) に 600km を超える 20km までごとに 22,000 円 (24,200 円) を加えた 額	

(エ) 6 Mb/s のもの

- ① 専用回線の終端相互間の部分、相互接続点と専用回線の終端との間の部分又は相互接続点相互間の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分	料 金 額	
	サービスクラスがエコノミークラスのもの	サービスクラスがシンプルクラスのもの
回 線 距 離	同一相互接続点等	110,000 円 (121,000 円)
	30km までのもの	112,000 円 (123,200 円)
	40 " "	192,000 円 (211,200 円)
	50 " "	272,000 円 (299,200 円)
	60 " "	387,000 円 (425,700 円)
	70 " "	502,000 円 (552,200 円)
	80 " "	589,000 円 (647,900 円)
	90 " "	675,000 円 (742,500 円)
	100 " "	752,000 円 (827,200 円)
	120 " "	858,000 円 (943,800 円)
	140 " "	973,000 円 (1,070,300 円)
160km を超えるもの	1,088,000 円 (1,196,800 円)	816,000 円 (897,600 円)
	1,088,000 円 (1,196,800 円) に 160km を超える 20km までごとに 55,000 円 (60,500 円) を加えた額	816,000 円 (897,600 円) に 160km を超える 20km までごとに 41,000 円 (45,100 円) を加えた額
460km を超えるもの	1,913,000 円 (2,104,300 円) に 460km を超える 20km までごとに 26,000 円 (28,600 円) を加えた額	1,431,000 円 (1,574,100 円) に 460km を超える 20km までごとに 19,000 円 (20,900 円) を加えた額

ウ 他社接続回線に係るもの

(ア) NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社に係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線 距 離	15km までのもの	サービスクラスがエコノミークラスのもの	
		保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	19,000 円 (20,900 円)	22,000 円 (24,200 円)
	30〃	27,000 円 (29,700 円)	30,000 円 (33,000 円)
	40〃	28,500 円 (31,350 円)	31,500 円 (34,650 円)
	50〃	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	60〃	31,500 円 (34,650 円)	34,500 円 (37,950 円)
	70〃	33,000 円 (36,300 円)	36,000 円 (39,600 円)
	80〃	35,000 円 (38,500 円)	38,000 円 (41,800 円)
	90〃	37,000 円 (40,700 円)	40,000 円 (44,000 円)
	90km を超えるもの	38,000 円 (41,800 円)	41,000 円 (45,100 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 64kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

B 128kb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線	距 離	サービスクラスがエコノミークラスのもの	
		保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
距 離	15km までのもの	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	30 ヶ	44,000 円 (48,400 円)	47,000 円 (51,700 円)
	40 ヶ	50,000 円 (55,000 円)	53,000 円 (58,300 円)
	50 ヶ	53,000 円 (58,300 円)	56,000 円 (61,600 円)
	60 ヶ	56,000 円 (61,600 円)	59,000 円 (64,900 円)
	70 ヶ	60,000 円 (66,000 円)	63,000 円 (69,300 円)
	80 ヶ	63,000 円 (69,300 円)	66,000 円 (72,600 円)
	90 ヶ	66,000 円 (72,600 円)	69,000 円 (75,900 円)
	90km を超えるもの	69,000 円 (75,900 円)	73,000 円 (80,300 円)

- ② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 128kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

C 1.5Mb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ 1 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	151,000 円 (166,100 円)	161,000 円 (177,100 円)
	30 "	225,000 円 (247,500 円)	235,000 円 (258,500 円)
	40 "	282,000 円 (310,200 円)	295,000 円 (324,500 円)
	50 "	305,000 円 (335,500 円)	319,000 円 (350,900 円)
	60 "	327,000 円 (359,700 円)	343,000 円 (377,300 円)
	70 "	350,000 円 (385,000 円)	367,000 円 (403,700 円)
	80 "	373,000 円 (410,300 円)	391,000 円 (430,100 円)
	90 "	395,000 円 (434,500 円)	415,000 円 (456,500 円)
	90km を超えるもの	418,000 円 (459,800 円)	439,000 円 (482,900 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 1.5Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

D 6 Mb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ 1 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	295,000 円 (324,500 円)	310,000 円 (341,000 円)
	30 " "	496,000 円 (545,600 円)	521,000 円 (573,100 円)
	40 " "	598,000 円 (657,800 円)	628,000 円 (690,800 円)
	50 " "	658,000 円 (723,800 円)	691,000 円 (760,100 円)
	60 " "	718,000 円 (789,800 円)	753,000 円 (828,300 円)
	70 " "	777,000 円 (854,700 円)	816,000 円 (897,600 円)
	80 " "	837,000 円 (920,700 円)	878,000 円 (965,800 円)
	90 " "	897,000 円 (986,700 円)	941,000 円 (1,035,100 円)
	90km を超えるもの	956,000 円 (1,051,600 円)	1,003,000 円 (1,103,300 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 6 Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

(イ) 北海道総合通信網株式会社、KDDI 株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、株式会社エネコム又は株式会社 QTnet に係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線	距 離	サービスクラスがエコノミークラスのもの	
		保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
距 離	15km までのもの	19,000 円 (20,900 円)	22,000 円 (24,200 円)
	30 " "	27,000 円 (29,700 円)	30,000 円 (33,000 円)
	40 " "	28,500 円 (31,350 円)	31,500 円 (34,650 円)
	50 " "	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	60 " "	31,500 円 (34,650 円)	34,500 円 (37,950 円)
	70 " "	33,000 円 (36,300 円)	36,000 円 (39,600 円)
	80 " "	35,000 円 (38,500 円)	38,000 円 (41,800 円)
	90 " "	37,000 円 (40,700 円)	40,000 円 (44,000 円)
	90km を超えるもの	38,000 円 (41,800 円)	41,000 円 (45,100 円)

備考 協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 64kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額
--

B 128kb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線 距 離	サービスクラスがエコノミークラスのもの		
	保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの	
	15km までのもの	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	30 " "	44,000 円 (48,400 円)	47,000 円 (51,700 円)
	40 " "	50,000 円 (55,000 円)	53,000 円 (58,300 円)
	50 " "	53,000 円 (58,300 円)	56,000 円 (61,600 円)
	60 " "	56,000 円 (61,600 円)	59,000 円 (64,900 円)
	70 " "	60,000 円 (66,000 円)	63,000 円 (69,300 円)
	80 " "	63,000 円 (69,300 円)	66,000 円 (72,600 円)
	90 " "	66,000 円 (72,600 円)	69,000 円 (75,900 円)
90km を超えるもの		69,000 円 (75,900 円)	73,000 円 (80,300 円)

備考 協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 128kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

C 1.5Mb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ 1 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	147,000 円 (161,700 円)	156,000 円 (171,600 円)
	30 "	221,000 円 (243,100 円)	230,000 円 (253,000 円)
	40 "	273,000 円 (300,300 円)	285,000 円 (313,500 円)
	50 "	295,000 円 (324,500 円)	308,000 円 (338,800 円)
	60 "	316,000 円 (347,600 円)	331,000 円 (364,100 円)
	70 "	338,000 円 (371,800 円)	354,000 円 (389,400 円)
	80 "	360,000 円 (396,000 円)	378,000 円 (415,800 円)
	90 "	382,000 円 (420,200 円)	401,000 円 (441,100 円)
	90km を超えるもの	418,000 円 (459,800 円)	439,000 円 (482,900 円)

備考 協定事業者の契約約款及び料金表において、接続可能な他社接続回線に係る契約の種別及び通信又は保守の態様による細目について別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 1.5Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

(ウ) 株式会社トーケネットに係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
		サービスクラスがエコノミークラスのもの
回 線 距 離	15km までのもの	22,000 円 (24,200 円)
	30〃	30,000 円 (33,000 円)
	40〃	31,000 円 (34,100 円)
	50〃	33,000 円 (36,300 円)
	60〃	34,000 円 (37,400 円)
	70〃	36,000 円 (39,600 円)
	80〃	38,000 円 (41,800 円)
	90〃	40,000 円 (44,000 円)
	90km を超えるもの	41,000 円 (45,100 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 64kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

B 128kb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
		サービスクラスがエコノミークラスのもの
回 線 距 離	15km までのもの	33,000 円 (36,300 円)
	30〃	47,000 円 (51,700 円)
	40〃	52,000 円 (57,200 円)
	50〃	55,000 円 (60,500 円)
	60〃	58,000 円 (63,800 円)
	70〃	62,000 円 (68,200 円)
	80〃	65,000 円 (71,500 円)
	90〃	68,000 円 (74,800 円)
	90km を超えるもの	73,000 円 (80,300 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 128kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

C 1.5Mb/s のもの

- ① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額
サービスクラスがエコノミークラスのもの		
回 線 距 離	15km までのもの	151,000 円 (166,100 円)
	30〃	225,000 円 (247,500 円)
	40〃	274,000 円 (301,400 円)
	50〃	296,000 円 (325,600 円)
	60〃	318,000 円 (349,800 円)
	70〃	340,000 円 (374,000 円)
	80〃	362,000 円 (398,200 円)
	90〃	384,000 円 (422,400 円)
	90km を超えるもの	439,000 円 (482,900 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 1.5Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

(エ) 株式会社S T N e tに係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	19,000 円 (20,900 円)	22,000 円 (24,200 円)
	30 ノット	27,000 円 (29,700 円)	30,000 円 (33,000 円)
	40 ノット	28,500 円 (31,350 円)	31,500 円 (34,650 円)
	50 ノット	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	60 ノット	31,500 円 (34,650 円)	34,500 円 (37,950 円)
	70 ノット	33,000 円 (36,300 円)	36,000 円 (39,600 円)
	80 ノット	35,000 円 (38,500 円)	38,000 円 (41,800 円)
	90 ノット	37,000 円 (40,700 円)	40,000 円 (44,000 円)
	90kmを超えるもの	38,000 円 (41,800 円)	41,000 円 (45,100 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 64kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

B 128kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線 距 離	15km までのもの	サービスクラスがエコノミークラスのもの	
	30 " "	保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
	40 " "	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	50 " "	44,000 円 (48,400 円)	47,000 円 (51,700 円)
	60 " "	50,000 円 (55,000 円)	53,000 円 (58,300 円)
	70 " "	53,000 円 (58,300 円)	56,000 円 (61,600 円)
	80 " "	56,000 円 (61,600 円)	59,000 円 (64,900 円)
	90 " "	60,000 円 (66,000 円)	63,000 円 (69,300 円)
	90km を超えるもの	63,000 円 (69,300 円)	66,000 円 (72,600 円)
	90km を超えるもの	66,000 円 (72,600 円)	69,000 円 (75,900 円)
	90km を超えるもの	69,000 円 (75,900 円)	73,000 円 (80,300 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 128kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

C 1.5Mb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ 1 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	144,000 円 (158,400 円)	153,000 円 (168,300 円)
	30 "	218,000 円 (239,800 円)	227,000 円 (249,700 円)
	40 "	267,000 円 (293,700 円)	279,000 円 (306,900 円)
	50 "	289,000 円 (317,900 円)	302,000 円 (332,200 円)
	60 "	310,000 円 (341,000 円)	324,000 円 (356,400 円)
	70 "	331,000 円 (364,100 円)	347,000 円 (381,700 円)
	80 "	353,000 円 (388,300 円)	370,000 円 (407,000 円)
	90 "	374,000 円 (411,400 円)	392,000 円 (431,200 円)
	90km を超えるもの	418,000 円 (459,800 円)	439,000 円 (482,900 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 1.5Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

(オ) O T N e t 株式会社に係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	
		保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
距 離 回 線	15km までのもの	18,000 円 (19,800 円)	21,000 円 (23,100 円)
	30 ヶ	26,000 円 (28,600 円)	29,000 円 (31,900 円)
	40 ヶ	27,000 円 (29,700 円)	30,000 円 (33,000 円)
	50 ヶ	29,000 円 (31,900 円)	32,000 円 (35,200 円)
	60 ヶ	30,000 円 (33,000 円)	33,000 円 (36,300 円)
	70 ヶ	32,000 円 (35,200 円)	35,000 円 (38,500 円)
	80 ヶ	34,000 円 (37,400 円)	37,000 円 (40,700 円)
	90 ヶ	36,000 円 (39,600 円)	39,000 円 (42,900 円)
	90km を超えるもの	38,000 円 (41,800 円)	41,000 円 (45,100 円)

B 128kb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
回 線 距 離	15km までのもの	サービスクラスがエコノミークラスのもの	
	30 "	保守の区別がタイプ 1 のもの	保守の区別がタイプ 2 のもの
	40 "	29,000 円 (31,900 円)	32,000 円 (35,200 円)
	50 "	43,000 円 (47,300 円)	46,000 円 (50,600 円)
	60 "	49,000 円 (53,900 円)	52,000 円 (57,200 円)
	70 "	52,000 円 (57,200 円)	55,000 円 (60,500 円)
	80 "	55,000 円 (60,500 円)	58,000 円 (63,800 円)
	90 "	59,000 円 (64,900 円)	62,000 円 (68,200 円)
	90km を超えるもの	62,000 円 (68,200 円)	65,000 円 (71,500 円)
		65,000 円 (71,500 円)	68,000 円 (74,800 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 128kb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

C 1.5Mb/s のもの

① 他社接続回線の部分（他社接続共用回線となるものを除きます。）

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

距 離 区 分		料 金 額	
		サービスクラスがエコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ 1 のもの
回 線 距 離	15km までのもの	147,000 円 (161,700 円)	156,000 円 (171,600 円)
	30 "	221,000 円 (243,100 円)	230,000 円 (253,000 円)
	40 "	273,000 円 (300,300 円)	285,000 円 (313,500 円)
	50 "	295,000 円 (324,500 円)	308,000 円 (338,800 円)
	60 "	316,000 円 (347,600 円)	331,000 円 (364,100 円)
	70 "	338,000 円 (371,800 円)	354,000 円 (389,400 円)
	80 "	360,000 円 (396,000 円)	378,000 円 (415,800 円)
	90 "	382,000 円 (420,200 円)	401,000 円 (441,100 円)
	90km を超えるもの	418,000 円 (459,800 円)	439,000 円 (482,900 円)

② 他社接続共用回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

その他社接続共用回線を 1.5Mb/s の他社接続回線の部分とみなした場合に適用される額と同額

(カ) C o 1 t テクノロジーサービス株式会社に係るもの

A 64kb/s のもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

回 線 距 離	料 金 額
	サービスクラスがエコノミークラスのもの
20km までのもの	21,000 円(23,100 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

B 128kb/s のもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

回 線 距 離	料 金 額
	サービスクラスがエコノミークラスのもの
20km までのもの	32,000 円(35,200 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

C 1.5Mb/s のもの

① 他社接続回線の部分

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

回 線 距 離	料 金 額
	サービスクラスがエコノミークラスのもの
20km までのもの	135,000 円(148,500 円)

備考 保守の態様によるサービスクラスがエコノミークラスのものとの接続について、保守の区別がタイプ2相当のものとして接続します。

(2) 削除

2-1-2 分岐回線の部分

分岐回線専用料

分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線 1 回線ごとに月額

料 金 種 别	料 金 額
その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐か所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	その専用回線の品目に応じ、2-1の回線距離が「15kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1

2-2 加算額

2-2-1 削除

2-2-2 回線終端装置の部分

回線終端装置専用料

月額

料金種別	単位	料金額
1.5Mb/s用のもの	1台ごとに	9,500円(10,450円)

2-2-3 当社が提供する配線設備を利用しているとき

配線設備専用料

月額

料金種別	単位	料金額
配線(屋内配線専用料)	64kb/s又は128kb/s用のもの	1配線ごとに 60円 (66円)
	1.5Mb/s又は6Mb/s用のもの	1配線ごとに 2,000円 (2,200円)

2-2-4 当社が提供する室内機器を利用しているとき

機械専用料

月額

料金種別	単位	料金額
回線接続装置	64kb/s又は128kb/s用のもの	1台ごとに 1,700円 (1,870円)
	1.5Mb/s用のもの	1台ごとに 19,000円 (20,900円)
	6Mb/s用のもの	1台ごとに 21,000円 (23,100円)

2-2-5 他社接続回線がNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に係るものとなるとき

加算料

月額

他社接続回線の品目	単位	料金額
64kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	32,000円(35,200円)
128kb/sのもの	専用回線1回線ごとに	50,000円(55,000円)
1.5Mb/sのもの	専用回線1回線ごとに	496,000円(545,600円)

備考

- 1 当社は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に限り、この料金額を適用します。
- 2 当社は、令和8年4月1日以降の加算料については、別途算定することとします。

第2 臨時専用契約に関するもの

基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料、回線終端装置専用料、機械専用料、配線設備専用料又は加算料

日額

その専用回線を臨時専用契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1

第3類 削除

第4類 削除

第5類 削除

第6類 削除

第7類 削除

第8類 無線専用サービスに関する専用料

1 適用

料金の適用については、一般専用サービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

専用料

料 金 種 別	料 金 額
専用回線等	別に算定する金額

備考 別に算定する金額の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

第9類 削除

第10類 衛星専用サービスに関する専用料

1 適用

区分	内容								
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64kb/s から 17,280kb/sまで</td><td>その品目と同じ速度の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品目	内 容	64kb/s から 17,280kb/sまで	その品目と同じ速度の符号伝送が可能なもの				
品目	内 容								
64kb/s から 17,280kb/sまで	その品目と同じ速度の符号伝送が可能なもの								
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスエリアの区分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリア1</td><td>当社が別に定める区域内で利用できるもの</td></tr> <tr> <td>エリア2</td><td>当社が別に定めるエリア1を含む区域内で利用できるもの</td></tr> <tr> <td>エリア3</td><td>日本国内の陸地に限定した区域内のみ利用できるもの</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 サービスエリアの区分がエリア1に係る専用回線は、64kb/s から 64kb/sごとに 17,280kb/sまで、エリア2に係る専用回線は、256kb/s から 256kb/sごとに 17,280kb/sまでの品目で提供します。</p> <p>2 当社は、この表に規定する当社が別に定める区域については、衛星専用サービスの申込みをする者又は衛星専用サービスに係る専用契約者に開示します。</p>	サービスエリアの区分	内 容	エリア1	当社が別に定める区域内で利用できるもの	エリア2	当社が別に定めるエリア1を含む区域内で利用できるもの	エリア3	日本国内の陸地に限定した区域内のみ利用できるもの
サービスエリアの区分	内 容								
エリア1	当社が別に定める区域内で利用できるもの								
エリア2	当社が別に定めるエリア1を含む区域内で利用できるもの								
エリア3	日本国内の陸地に限定した区域内のみ利用できるもの								
(3) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 衛星専用サービスには、長期継続利用に係るもの除去して、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第97条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する回線専用料（基本額のうち加算料の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更、通信の態様による細目の変更があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとし</p>								

	ます。)を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。												
(4) 継続利用期間に係る基本額の適用	<p>ア 当社は、専用契約者の専用契約に基づいて専用回線の提供を開始した日の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本額（基本額のうち加算料の部分とします。以下この欄において同じとします。）については、その経過期間に応じて2-1（基本額）2-1-2（加算料）の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>ただし、この表の(5)欄の規定による長期継続利用に係る基本額の適用を行う専用回線については、この限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間を超える2年間までの期間</td> <td>2-1-2の額に0.03を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>2年間を超える3年間までの期間</td> <td>2-1-2の額に0.05を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>3年間を超える4年間までの期間</td> <td>2-1-2の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>4年間を超える5年間までの期間</td> <td>2-1-2の額に0.09を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>5年間を超える期間</td> <td>2-1-2の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに規定する経過期間には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p>	経過期間	基本額の減額（月額）	1年間を超える2年間までの期間	2-1-2の額に0.03を乗じて得た額	2年間を超える3年間までの期間	2-1-2の額に0.05を乗じて得た額	3年間を超える4年間までの期間	2-1-2の額に0.07を乗じて得た額	4年間を超える5年間までの期間	2-1-2の額に0.09を乗じて得た額	5年間を超える期間	2-1-2の額に0.11を乗じて得た額
経過期間	基本額の減額（月額）												
1年間を超える2年間までの期間	2-1-2の額に0.03を乗じて得た額												
2年間を超える3年間までの期間	2-1-2の額に0.05を乗じて得た額												
3年間を超える4年間までの期間	2-1-2の額に0.07を乗じて得た額												
4年間を超える5年間までの期間	2-1-2の額に0.09を乗じて得た額												
5年間を超える期間	2-1-2の額に0.11を乗じて得た額												
(5) 長期継続利用に係る基本額の適用	<p>ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本額（基本額のうち加算料の部分とします。以下この欄において同じとします。）については、2-1-2の額から同表に規定する額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>基本額の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2-1-2の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2-1-2の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本額については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p>	種類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2-1-2の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2-1-2の額に0.11を乗じて得た額			
種類	継続して利用する期間	基本額の減額（月額）											
(ア) 3年利用	3年間	2-1-2の額に0.07を乗じて得た額											
(イ) 6年利用	6年間	2-1-2の額に0.11を乗じて得た額											

- ウ 長期継続利用に係る基本額の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の 10 日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出でいただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本額については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に衛星専用サービスの品目の変更若しくは細目の変更によりその専用契約に係る基本額が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更等により基本額が減少した場合	残余の期間（変更等のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する基本額差額（減少前の基本額から減少後の基本額を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間（廃止のあった日の翌日から起算して長期継続利用期間の満了日までとします。）に対応する廃止前の基本額に 0.35 を乗じて得た額

2 料金額

2-1 基本額

2-1-1 基本料

エリア1及びエリア2の宅内設置地球局に係るもの

基本回線専用料

1の宅内設置地球局ごとに月額

区分	料金額
基本料	1,200,000円(1,320,000円)

エリア3の宅内設置地球局に係るもの

基本回線専用料

1の宅内設置地球局ごとに月額

区分	料金額
基本料	300,000円(330,000円)

2-1-2 加算料

エリア1及びエリア3に係るもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

品目	料金額
64kb/s のもの	400,000円(440,000円)
128kb/s から 17,280kb/s までのもの	400,000円(440,000円)に 64kb/s を超える 64kb/s ごとに 400,000円(440,000円)を加えた額

エリア2に係るもの

基本回線専用料

専用回線1回線ごとに月額

品目	料金額
256kb/s のもの	4,700,000円(5,170,000円)
512kb/s から 17,280kb/s までのもの	4,700,000円(5,170,000円)に 256kb/s を超える 256kb/s ごとに 4,700,000円(5,170,000円)を加えた額

第11類 その他の専用サービスに関する専用料

第11類-1 映像伝送サービスに関する専用料

1 適用

区分	内 容									
(1) 種類に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり種類を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4種映像伝送サービス</td><td>専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号、及び 450MHz から 750MHz までの周波数帯域により伝送することが可能な専用サービスであって第5種映像伝送サービスでないもの</td></tr> <tr> <td>第5種映像伝送サービス</td><td>専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、2以上の専用回線相互を映像接続点にて接続することで、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号により伝送することが可能な専用サービス</td></tr> <tr> <td>第6種映像伝送サービス</td><td>第4種映像伝送サービス又は第5種映像伝送サービス以外の映像伝送サービス</td></tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4種映像伝送サービス及び第6種映像伝送サービスに係る専用回線は、終端相互間において提供します。 2 第5種映像伝送サービスに係る専用回線は、映像接続点と専用回線の終端相互間において提供します。 3 削除 4 当社は、第5種映像伝送サービスに係る終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 		種 類	内 容	第4種映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号、及び 450MHz から 750MHz までの周波数帯域により伝送することが可能な専用サービスであって第5種映像伝送サービスでないもの	第5種映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、2以上の専用回線相互を映像接続点にて接続することで、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号により伝送することが可能な専用サービス	第6種映像伝送サービス	第4種映像伝送サービス又は第5種映像伝送サービス以外の映像伝送サービス
種 類	内 容									
第4種映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号、及び 450MHz から 750MHz までの周波数帯域により伝送することが可能な専用サービスであって第5種映像伝送サービスでないもの									
第5種映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及び映像に付随する音響を伝送するため、2以上の専用回線相互を映像接続点にて接続することで、1のチャネルあたり 270Mbit/s から 12Gbit/s までの符号により伝送することが可能な専用サービス									
第6種映像伝送サービス	第4種映像伝送サービス又は第5種映像伝送サービス以外の映像伝送サービス									
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 利用する回線による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td><td>端末回線のみを利用するもの</td></tr> </tbody> </table>		区分	内 容	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの				
区分	内 容									
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの									

備考 利用する回線の区別は、第4種映像伝送サービスにあります。

(イ) チャネルに係るインターフェースの区別

区 別	内 容
D V B - A S I のもの	1チャネルあたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のものであってS D-S D Iでないもの
S D-S D I のもの	1チャネルあたりの符号伝送速度が270Mbit/s用のもの
H D-S D I のもの	1チャネルあたりの符号伝送速度が1.5Gbit/s用のもの
Q u a d - L i n k 3 G-S D I のもの	1チャネルあたりの符号伝送速度が12Gbit/s用のもの

備考

- 1 チャネルに係るインターフェースの区別は第5種映像伝送サービスにあります。
- 2 1の専用回線について収容できるチャネルは最大16チャネルまでとします。

(ウ) 第6種映像伝送サービスに係る区別

当社が特約にて定めるところによります。

(3) 削除	削除
(4) 端末回線のみによるものの回線距離の測定	その収容取扱所とその端末回線の各終端との間の直線距離の合計により測定します。
(5) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 削除</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第97条（専用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間（解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）に対応する回線専用料（基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、端末回線の一部の廃止があった場合は、変更前の回線専用料の額から、変更後の回線専用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間（変更等のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了日までとします。）を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、端末回線の一部の廃止と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料を合算して行います。</p>

(6) 回線距離測定
局の変更その他の
場合における料金
の適用

回線距離測定局の変更があった場合、復旧等に伴い専用回線
の経路を変更した場合の料金の適用については、一般専用サ
ービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 第4種映像伝送サービスに関するもの

2-3-1 基本額

基本回線専用料

月額

料金種別	単位	料金額
基本料	専用回線1回線ごとに	30,000円 (33,000円)
加算料	専用回線1回線につき 500mまでごとに	17,000円 (18,700円)

2-3-2 加算額

(1) 当社が提供する配線設備を利用しているとき

配線設備使用料

月額

料金種別	単位	料金額
配線(屋内配線専用料)	1配線ごとに	2,000円 (2,200円)

(2) 当社が提供する宅内機器を利用しているとき

機械専用料

月額

料金種別				単位	料金額	
回線接続装置	送信用	基本額	使用する波長数	2チャネルまでのもの	1台ごとに	70,000円 (77,000円)
				4チャネルまでのもの	1台ごとに	130,000円 (143,000円)
				6チャネルまでのもの	1台ごとに	190,000円 (209,000円)
				8チャネルまでのもの	1台ごとに	250,000円 (275,000円)
				16チャネルまでのもの	1台ごとに	370,000円 (407,000円)
加算額				1チャネルあたりの符号伝送速度が 270Mbit/s用のもの	1チャネルごとに	35,000円 (38,500円)
				1チャネルあたりの符号伝送速度が 1.5Gbit/s用のもの	1チャネルごとに	70,000円 (77,000円)
				1チャネルあたりの周波数帯域が 450MHzから750MHz用のもの	1チャネルごとに	200,000円 (220,000円)
				2チャネルあたりの符号伝送速度が 1Gbit/s用のもの	2チャネルごとに	150,000円 (165,000円)
				1チャネルあたりの符号伝送速度が 12Gbit/s用のもの	1チャネルごとに	105,000円 (115,500円)

受信用	基本額	使用する波長数	2 チャネルまでのもの	1 台ごとに	60,000 円 (66,000 円)
			4 チャネルまでのもの	1 台ごとに	110,000 円 (121,000 円)
			6 チャネルまでのもの	1 台ごとに	160,000 円 (176,000 円)
			8 チャネルまでのもの	1 台ごとに	210,000 円 (231,000 円)
			16 チャネルまでのもの	1 台ごとに	310,000 円 (341,000 円)
加算額		1 チャネルあたりの符号伝送速度が 270Mbit/s 用のもの	1 チャネルごとに	30,000 円 (33,000 円)	
		1 チャネルあたりの符号伝送速度が 1.5Gbit/s 用のもの	1 チャネルごとに	60,000 円 (66,000 円)	
		1 チャネルあたりの周波数帯域が 450MHz から 750MHz 用のもの	1 チャネルごとに	90,000 円 (99,000 円)	
		2 チャネルあたりの符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のもの	2 チャネルごとに	130,000 円 (143,000 円)	
		1 チャネルあたりの符号伝送速度が 12Gbit/s 用のもの	1 チャネルごとに	90,000 円 (99,000 円)	

備考

- 1 の回線接続装置につき使用可能なチャネル数は合計 16 チャネルまでとします。1 チャネルあたりの符号伝送速度は、270Mbit/s、1 Gbit/s、1.5Gbit/s 又は 12Gbit/s とし、1 チャネルあたりの周波数帯域は 450MHz から 750MHz とします。
- 符号伝送速度が 1 Gbit/s 用のものについては、双方向通信を行うため 2 チャネルごとに使用するものとします。
- 当社は、1 の回線接続装置について複数のチャネルを使用する場合における使用可能なチャネルに係る符号伝送速度及び周波数帯域の組合せについては、第 4 種映像伝送サービスを申込む者又は第 4 種映像伝送サービスに係る専用契約者に開示します。

2-4 第5種映像伝送サービスに関するもの

2-4-1 基本額

2-4-1-1 基本料

基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに月額

料金種別	料 金 額
基本回線専用料	157,000 円 (172,700 円)

2-4-1-2 加算料

基本回線専用料 その専用回線に係る映像接続点において設定するチャネルごとに月額

料金種別	料 金 額

基本回線専用料	30,000 円(33,000 円)
---------	--------------------

2-4-2 加算額
回線終端装置専用料 月額

料金種別	単位	料金額
回線終端装置	DVB-A S I のもの	1 チャネルごとに 45,000 円 (49,500 円)
	S D-S D I のもの	1 チャネルごとに 45,000 円 (49,500 円)
	H D-S D I のもの	1 チャネルごとに 80,000 円 (88,000 円)
	Q u a d - L i n k 3 G-S D I のもの	1 チャネルごとに 120,000 円 (132,000 円)

2-5 第6種映像伝送サービスに関するもの
当社と専用契約者が特約にて合意する額とします。

第11類-2 削除

第11類-3 削除

第12類 手続きに関する料金

第1 適用

区分	内容	
手続きに関する料金の適用	ア 手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
種別	内 容	
譲渡承認手数料	専用サービス利用権に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金	
契約者数変更手数料	専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	
イ 手続きに関する料金は、支店代行電話等と接続する専用回線には適用しません。		

第2 料金額

料金種別	単位	料金額
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800円 (880円)
契約者数変更手数料	1契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、衛星専用サービス及びその他の専用サービスのうち映像伝送サービスに関するもの

1 適用

工 事 貹 の 適 用												
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。											
(2) 回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費の適用	回線接続等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>回線接続等工事費等の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 回線接続等工事費</td><td>専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。 ただし、1の者からの申込み又は請求によりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社が行う専用契約（その専用回線と接続する他社接続回線に係る契約に限ります。）に係る工事と当社の工事を同時に施工する場合はこの限りでありません。</td></tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td><td>次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端（他社接続回線に係る一端を除きます。）からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、室内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間</td></tr> <tr> <td>エ 機器工事費</td><td>当社が提供する室内機器の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </tbody> </table>		区 分	回線接続等工事費等の適用	ア 回線接続等工事費	専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。 ただし、1の者からの申込み又は請求によりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社が行う専用契約（その専用回線と接続する他社接続回線に係る契約に限ります。）に係る工事と当社の工事を同時に施工する場合はこの限りでありません。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端（他社接続回線に係る一端を除きます。）からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、室内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間	エ 機器工事費	当社が提供する室内機器の工事を要する場合に適用します。
区 分	回線接続等工事費等の適用											
ア 回線接続等工事費	専用サービス取扱所の主配線盤等において専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。 ただし、1の者からの申込み又は請求によりNTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社が行う専用契約（その専用回線と接続する他社接続回線に係る契約に限ります。）に係る工事と当社の工事を同時に施工する場合はこの限りでありません。											
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。											
ウ 屋内配線工事費	次の配線工事を要する場合に適用します。 (ア) 専用回線の一端（他社接続回線に係る一端を除きます。）からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は、室内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間											
エ 機器工事費	当社が提供する室内機器の工事を要する場合に適用します。											
(3) 移転、一時移転又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	移転、一時移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。											

(4) 端末回線共用等に係る回線接続等工事費の適用	端末回線共用又はアクセス回線共用の利用に関する回線接続等工事費は、1の端末回線共用又はアクセス回線共用について、1の専用回線ごとに適用します。 ただし、アクセス回線共用の利用に関する工事の場合は、(2)欄アの但書の規定は適用しません。				
(5) 取扱所回線多重に係る回線接続等工事費の適用	取扱所回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、1の取扱所回線多重について、1の取扱所回線ごとに適用します。				
(6) 加入者回線多重に係る回線接続等工事費の適用	加入者回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、1の加入者回線多重について、1の加入者回線ごとに適用します。				
(7) 割増工事費の適用	当社は、専用契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行なうことがあります。この場合の割増工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">工事を施工する時間</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">午後5時から午前0時まで及び 午前0時から午前8時30分まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日 までの日にあっては、終日とし ます。)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">その工事に関する工事費 の合計額に1.6を乗じた 額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び 午前0時から午前8時30分まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日 までの日にあっては、終日とし ます。)	その工事に関する工事費 の合計額に1.6を乗じた 額
工事を施工する時間	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び 午前0時から午前8時30分まで (1月1日から1月3日まで 及び12月29日から12月31日 までの日にあっては、終日とし ます。)	その工事に関する工事費 の合計額に1.6を乗じた 額				
(8) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(7)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社と専用契約者が別に定める内容の工事を行なう場合は、開通サポート工事費を適用します。				
(9) 工事費の減額の適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				
(10) 衛星専用サービスに関する工事費の適用	衛星専用サービスに関する工事費は、この表の(9)欄までの規定は適用せずに、2(工事費の額)(3)に規定する衛星専用サービスに関する工事費を適用します。				

2 工事費の額

- (1) 専用回線の設置、専用サービスの品目の変更、他社接続共用回線に係る品目の変更、インターフェースによる区別の変更、サービスクラスの変更、高速品目のサービスクラスの変更、超高速品目のサービスクラスの変更、帯域設定による区別の変更、中継回線の符号伝送速度による区別の変更、品目の一時変更、取扱所回線の1芯式と2芯式の区別の変更、専用回線の分岐、移転若しくは一時移転、取扱所回線多重の利用、加入者回線多重の利用、端末回線共用の利用、アクセス回線共用の利用、中継区間二重化の利用、回線終端装置の種類の変更等、端末設備の設置、移転、接続契約者回線等接続変更又は回線相互接続に関する工事

区分		単位	工事費の額
ア 回線接続等工事費	(ア) (イ)及び(ウ)以外の場合	A B以外の場合	引込線1回線ごと、取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに 2,000円 (2,200円)
		B 取扱所回線多重又は加入者回線多重の場合	2の取扱所回線又は加入者回線以降、1の取扱所回線又は加入者回線ごとに 1,000円 (1,100円)
	(イ) 映像伝送サービス(4種映像伝送サービス又は5種映像伝送サービスの場合に限ります。)の場合		引込線1回線ごと、取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに 5,500円 (6,050円)
	(ウ) 映像伝送サービス(6種映像伝送サービスの場合に限ります。)の場合		別に算定する実費
イ 回線終端装置等工事費			別に算定する実費
ウ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	1配線ごとに 4,800円 (5,280円)
		ケーブル配線	1配線ごとに 16,300円 (17,930円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線	1配線ごとに 2,400円 (2,640円)
		ケーブル配線	1配線ごとに 9,600円 (10,560円)
エ 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費
オ 開通サポート工事費		1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

(2) 専用回線等の利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額

ア 利用の一時中断の工事	回線接続等工事費	(ア) (イ)以外	引込線1回線ごと、取扱所回線1回線ごと又は加入者回線1回線ごとに	2,000円 (2,200円)
		(イ) 取扱所回線多重又は加入者回線多重の場合	2の取扱所回線又は加入者回線以降、1の取扱所回線又は加入者回線ごとに	1,000円 (1,100円)
イ 再利用の工事				(1)の工事費の額と同額

(3) 衛星専用サービスに関する工事費

区 分	工 事 費 の 額
工事費	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路による専用回線の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

設備費

区 分	設 備 費 の 額
設備費	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300 円(330 円)

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書 1 枚ごとに 400 円(440 円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代
(消費税相当額を含みます。) 及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除

第4 削除

第5 削除

料金表別表 削除

別表

基本的な技術的事項

1 高速デジタル伝送サービス

(1) 当社が回線接続装置又は回線終端装置を提供する場合

品 目		物理的条件	相 互 接 続 回 路
64kb/s、 128kb/s (注)		ISO 標準 IS8877 準拠又はネジ 止め 4 端子	TTC 標準 JT-I430-a 準拠
1. 5Mb/s (注)		ISO 標準 IS10173 準拠	
取扱所 回線多 重	1. 5Mb/s	TTC 標準 JT-I431-a 準拠	
6 Mb/s (注)		JIS 規格 C5412-1976C02 準拠	
取扱所 回線多 重	6 Mb/s	TTC 標準 JT-G703-a 準拠	

(注) 取扱所回線多重を利用しない場合を示す。

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件		相 互 接 続 回 路		
	配線設備を提 供しない場合	配線設備を提 供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
64kb/s、 128kb/s (注 1)	2 線式インターフェース		TTC 標準 JT-G961		
1. 5Mb/s、 6 Mb/s (注 1)	コネクタ F04 形単心光 ファイバコネ クタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は 2 心光フ アイバコネク タ(注 2) ケーブル SM 型光ファイバ ケーブル	コネクタ F04 形単心光 ファイバコネ クタ (JIS 規格 C5973 準拠)	TTC 標準 JJ-50. 20 準拠		
取 扱 所 回 線 多 重	1. 5Mb/s 6 Mb/s	(JIS 規格 C6835 の SSMA10/125			

(注 1) 取扱所回線多重を利用しない場合を示す。

(注 2) 2 心光ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式
のものであって、

- ・光学的結合方式：バットジョイント方式

- ・機械的結合方式：プラグ（接栓）-アダプタ-プラグ方式
- ・光ファイバ整列方式：フェルールに形成した2個のガイドピン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式のものである。

2 削除

3 衛星専用サービス

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電力等
64kb/s ～ 6, 144kb/s	10BASE-T の もの	8 ピンコネクタ (IEC 標準 603-7 準拠)	I IEEE802.3 10BASE-T 準拠	
	100BASE-TX のもの	8 ピンコネクタ (IEC 標準 603-7 準拠)	I IEEE802.3u 100BASE-Tx 準拠	

附 則
(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）が専用サービス契約約款（以下「旧専用約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

一般専用サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約	一般専用サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
高速ディジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約	高速ディジタル伝送サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
ATM専用サービスに係る契約 第1種ATM専用サービスに係るもの 第2種ATM専用サービスに係るもの	ATM専用サービスに係る契約 第1種ATM専用サービスに係るもの 第2種ATM専用サービスに係るもの
統合専用サービスに係る契約	統合専用サービスに係る契約
衛星通信サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約	衛星通信サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
映像伝送サービスに係る契約 第1種映像伝送サービスに係るもの 第3種映像伝送サービスに係るもの	その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約 第1種映像伝送サービスに係るもの 第3種映像伝送サービスに係るもの
テレビジョン放送中継サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約	テレビジョン放送中継サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
無線専用サービスに係る契約	無線専用サービスに係る契約

- 2 前項の場合において、移行後の契約に係る品目等については、この附則に別段の定めがある場合を除いて、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。
- 3 この約款実施の際現に、NTTが電話サービス契約約款又はオプト一回線サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。以下同じとします。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約へ移行したものとします。

支店代行電話契約 その契約者回線が収容されている取扱所交換設備とその契約者回線の終端が異なる都道府県の区域内にある場合	一般専用サービスに係る契約 専用契約 3.4kHz のもの
オフトーク通信サービスに係る契約 第2種契約 3.4kHz のもの 音声伝送のもの AM放送のもの 臨時第2種契約 3.4kHz のもの 音声伝送のもの AM放送のもの	一般専用サービスに係る契約 専用契約 3.4kHz のもの 音声伝送のもの AM放送のもの 臨時専用契約 3.4kHz のもの 音声伝送のもの AM放送のもの

4 前項の規定による場合のほか、移行後の契約に係る品目等については、移行前の契約に係る品目等に相当するものとします。

(利用休止の規定に関する経過措置)

第3条 この約款実施の際現に、NTTが旧専用約款又は旧約款の規定により行っている利用休止の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

(接続専用回線に関する経過措置)

第4条 NTTが旧専用約款の規定により提供していた接続専用回線（その両端に端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）のうち、当社が提供する専用回線と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他社接続回線に移行したものであって、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の約款及び料金表に規定する役務区間合算料金設定事業者（以下「役務区間合算料金設定事業者」といいます。）の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している専用回線に係る専用料については、当社の役務提供区間と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社及びその役務提供区間を合わせてその役務区間合算料金設定事業者が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、その役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(最低利用期間に関する経過措置)

第5条 附則第2条又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表の規定により旧専用約款に規定する高速ディジタル伝送サービス、ATM専用サービス又は映像伝送サービスに係る専用契約から移行した当社又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の専用契約（以下この条において「既存契約」といいます。）について、その既存契約を解除すると同時に新たにその既存契約に相当する専用契約（高速ディジタル伝送サービスに係るもの場合は高速ディジタル伝送サービスに係る専用契約、ATM専用サービスに係るもの場合はATM専用サービスに係る専用契約又は映像伝送サービスに係るもの場合は映像伝送サービスに係る専用契約とします。以下同じとします。）を締結したとき（解除した既存契約が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の既存契約の場合は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。）は、この約款の規定にかかわらず、新たに締結した専用契約に係る最低利用期間は、解除した既存契約に係る専用契約の提供を開始した日から起算して1年間とします。

- 2 専用契約者（既存契約に係る者に限ります。以下この条において同じとします。）は、その既存契約について、その最低利用期間内に専用契約の解除を行うと同時にその専用契約に相当する専用契約（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する専用契約を含みます。）以下「専用契約等」といいます。）を締結した場合（締結した専用契約等が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用契約の場合は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。）は、この約款の規定にかかわらず、専用契約の解除を行った専用回線の回線専用料の額から、専用契約等に係る専用回線の回線専用料の額（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する額であって、この約款に規定する回線専用料に相当する額を含みます。）を控除し残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額（消費税相当額を加算した額とします。）を、一括して支払っていただきます。
- 3 専用契約者が、分岐回線の廃止又は種類、品目、サービスクラス、1芯式と2芯式の区別若しくは片方向サービスと双方向サービスの区分の変更とともに、その専用回線の設置場所（その専用回線が他社接続回線と接続して提供するものであるときは、その他社接続回線の終端の設置場所とします。）において専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定にあたっては、この約款の規定にかかわらず、同時に行う新設等の専用回線の回線専用料（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する回線専用料を含みます。）を合算して行ないます。

（長期継続利用に関する経過措置）

第6条 附則第2条又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表の規定により旧専用約款に規定する高速ディジタル伝送サービス又はATM専用サービスに係る専用契約から移行した当社又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の長期継続利用に係る専用契約（以下この条において「既存契約」といいます。）について、その既存契約を解除すると新たに新たにその既存契約に相当する専用契約を締結したとき（解除した既存契約が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の既存契約の場合は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知によりその事実について当社が確認できた場合に限ります。）は、この約款の規定にかかわらず、新たに締結した専用契約に係る長期継続利用期間の満了日については、解除した専用回線に係る長期継続割引適用を開始した日から起算して算出するものとします。

2 専用契約者（既存契約に係る者に限ります。）は、その既存契約についてその長期継続利用期間内に専用契約の解除を行うと同時に、その専用契約に相当する専用契約等を締結した場合（締結した専用契約等が東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用契約の場合は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社からの通知により、その事実について当社が確認できた場合に限ります。）は、この約款の規定にかかわらず、専用契約の解除を行った専用回線に係る基本額から、専用契約等に係る基本額（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する額であって、この約款に規定する基本額に相当する額を含みます。）を控除し残額があるときは、その残額に残余の期間に対応する0.35を乗じて得た額（消費税相当額を加算した額とします。）を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

（高額利用割引の特例措置の適用に関する経過措置）

第7条 この約款実施の際現に、NTTが旧専用約款により提供している高額利用に係る基本額の割引の適用は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、この約款の規定により当社が提供する高額利用に係る基本額の割引の適用に移行したものとします。

2 前項の規定にかかわらず、この約款実施の際現に、旧専用約款の規定により高額利用に係る基本額の割引（一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス又はATM専用サービスに係るものに限ります。以下「旧高額利用割引」といいます。）の適用を受けている専用契約者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用契約者を含みます。）のうち、この約款実施の時に高額利用指定回線群として指定されていた専用回線についてこの約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定する高額利用に係る基本額の割引（以下「新高額利用割引」といいます。）を適用した場合の割引額の合計が旧高額利用割引を適用した場合の割引額の合計より減少することとなる者であって、この約款実施の日に新高額利用割引に代えて附則別表2に規定する高額利用割引の特例措置を選択した者は、この特例措置の適用を受けることとなります。

3 前項に規定する高額利用割引の特例措置を廃止した専用契約者は、以後、この高額利用割引の特例措置の適用を選択することはできません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第8条 この約款実施前に、旧専用約款の規定により生じた料金その他の債務に係る債権（一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ATM専用サービス、映像伝送サービス又は無線専用サービスにあっては、同一の都道府県の区域内に終始する専用回線に係るものを除きます。）について、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

（前受金に関する経過措置）

第9条 この約款実施前に、旧専用約款の規定によりNTTに預け入れた前受金（一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス、ATM専用サービス、映像伝送サービス又は無線専用サービスにあっては、同一の都道府県の区域内に終始する専用回線に係るものを除きます。）については、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

第10条 この約款実施前に、旧専用約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

第11条 削除

（有線放送業務の用に供するための線路の使用料等に関する経過措置）

第12条 この約款実施の際現に、旧専用約款の規定により設置されている有線放送業務の用に供するための線路の使用料等の取扱いは、なお従前のとおりとします。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第13条 この約款実施前に、NTTに対し旧専用約款又は旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧専用約款又は旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供する専用サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則（平成11年8月25日経企第216号）

この改正規定は、平成11年9月1日から実施します。

附 則（平成11年8月30日経企第203号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 NTT が旧専用約款の規定により提供していた接続専用回線（その両端に端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）のうち当社が提供する専用回線と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他社接続回線に移行したものと接続する電気通信回線が、役務区間合算料金設定事業者以外の協定事業者の契約に係るものである場合の専用料に関する取扱いについては、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している専用回線であって、当社がその専用料の取扱いについて当社の役務提供区間と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社及びその役務提供区間を合わせてその役務区間合算料金設定事業者が定めることとした日にその専用契約者から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社がその専用料を設定してほしい旨の申出があつたものに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 6 経企第 27 号（平成 11 年 7 月 1 日）の附則第 4 条（接続専用回線に関する経過措置）を次のように改めます。
(接続専用回線に関する経過措置)

第 4 条 NTT が旧専用約款の規定により提供していた接続専用回線（その両端に端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）のうち、当社が提供する専用回線と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他社接続回線に移行したものであつて、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の約款及び料金表に規定する役務区間合算料金設定事業者（以下「役務区間合算料金設定事業者」といいます。）の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している専用回線に係る専用料については、当社の役務提供区間と東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社及びその役務提供区間を合わせてその役務区間合算料金設定事業者が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、その役務区間合算料金設定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

附 則（平成 11 年 9 月 24 日経企第 366 号）

- 1 この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 11 年 10 月 7 日経企第 351 号）

この改正規定は、平成 11 年 10 月 7 日から実施します。

附 則（平成 11 年 11 月 29 日経企第 717 号）

（実施期日）

- 1 この改定規定は平成 11 年 12 月 1 日から実施します。
(料金の返還等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の時刻から起算して、高速ディジタル伝送サービスの高速品目（Y インタフェースに係るもの並びにエコノミークラス及びシンプルクラスに係るもの）を除きます。若しくは超高速品目又は第 1 種 ATM 専用サービスの通常クラスに係る専用回線を全く利用できない状態（その専用回線に係る電気通信

設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態となる場合を含みます。) が 1 時間以上連続している場合については、当社は、料金表第 2 類第 1 の 1 適用(11)及び第 3 類第 1 の 1 適用(8)の規定を適用しません。

- 3 この改定規定実施の際現に、改定前の規定により当社が高速ディジタル伝送サービスの高速品目(Y インタフェースに係るもの並びにエコノミークラス及びシンプルクラスに係るものを除きます。)若しくは超高速品目又は第 1 種 ATM 専用サービスの通常クラスに係る専用回線の申込みを承諾した場合であって、その専用回線の提供を開始していないときは、当社は、料金表第 2 類第 1 の 1 適用(11)及び第 3 類第 1 の 1 適用(8)の規定を適用しません。

附 則 (平成 12 年 2 月 23 日経企第 1122 号)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 3 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成 12 年 3 月 3 日経企第 1157 号)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 7 日から実施します。

附 則 (平成 12 年 3 月 23 日経企第 1316 号)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成 12 年 4 月 7 日経企第 1316 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 4 月 10 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第 1 表(料金)第 2 類(高速ディジタル伝送サービスに関する専用料)第 1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)1(適用)(8)取扱所回線多重を利用している場合の終端部分に関する料金の適用及び料金表第 1 表(料金)第 3 類(ATM 専用サービスに関する専用料)第 1(適用)(7)取扱所回線多重を利用している場合の終端部分に関する料金の適用については、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則 (平成 12 年 5 月 10 日経企第 105 号)

(実施期日)

- 1 この約款は、平成 12 年 5 月 12 日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している衛星通信サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 12 年 5 月 18 日経企第 219 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 6 月 1 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、この料金表第 1 表（料金）第 2 類（高速ディジタル伝送サービスに関する専用料）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）及び第 3 類（ATM 専用サービスに関する専用料）第 1（適用）に関する部分については、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成 12 年 6 月 23 日経企第 494 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 12 年 8 月 25 日経企第 778-3 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 12 年 10 月 24 日経企第 1308 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 12 年 10 月 30 日経企第 1309 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前の通りとします

附 則（平成 12 年 12 月 13 日経企第 1670 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 12 月 15 日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社の国際専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下同じとします。）の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約

に移行したものとします。この場合、右欄の契約に係る品目等については、左欄の契約に係る品目等に相当するものとします。

国際専用契約 臨時国際専用契約	国際専用サービスに係る契約 専用契約 臨時専用契約
--------------------	---------------------------------

(長期継続利用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、当社の国際専用サービス契約約款の規定により行っている長期継続利用に係る基本額の適用は、この改正規定実施の日において、この約款の規定により行う長期継続利用に係る基本額の適用に移行したものとします。この場合、移行前の長期継続利用に係る基本額の適用に係る種類については、移行後の長期継続利用に係る基本額の適用に係る種類に相当するものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に、当社の国際専用サービス契約約款の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に、当社の国際専用サービス契約約款の規定により生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この改正規定実施の日において、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

- 6 この改正規定実施前に、当社に対し国際専用サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 7 この改正規定実施の際現に、当社が国際専用サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日経企第 1747 号）

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 12 月 25 日から実施します。

附 則（平成 13 年 1 月 31 日経企第 2110 号）

この改正規定は、平成 13 年 1 月 31 日から実施します。

附 則（平成 13 年 3 月 22 日経企第 2526 号）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 13 年 4 月 12 日経企第 154 号）

この改正規定は、平成 13 年 4 月 18 日から実施します。

附 則（平成 13 年 4 月 20 日経企第 2650 号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 23 日から実施します。

(料金適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の国際専用サービスに係る料金の適用をうけている契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の国際専用サービスを提供されている契約者とみなして取り扱います。

料金表第 1 表(料金)に規定する累積故障時間に係る料金の適用をうけていないもの	料金表第 1 表(料金)に規定する料金返還に係る細目が第 1 種条件のもの
料金表第 1 表 (料金) に規定する累積故障時間に係る料金の適用をうけているも	料金表第 1 表 (料金) に規定する料金返還に係る細目が第 2 種条件のもの

の

(料金の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成13年5月25日経企第409-2号）

(実施期日)

この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附 則（平成13年5月30日経企第408号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお、従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月22日経企第623号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成13年7月1日から実施します。

(料金適用に関する経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供している高速ディジタル伝送サービスの6Mb/sの専用回線については、この改正規定の実施日に、サービスクラスにおける区分が通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

- 3 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供する高速ディジタル伝送サービス及びATM専用サービスに係る料金は、この改正実施日において、改正前の規定による料金が改正後の規定による料金を下回る場合においては、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年8月24日経企第998号）

(実施期日)

この改正規定は、平成13年8月24日から実施します。

附 則（平成14年2月20日経企第2245号）

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則（平成14年3月18日経企第2457号）

この改正規定は、平成14年3月26日から実施します。

附 則（平成14年3月25日経企第2498号）

この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則（平成14年6月24日経企第522号）

(実施期日)

- 1 この改正規定については、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のATM専用サービスに係る料金の適用を受けている契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のATM専用サービスを提供されている契約者とみなして取り扱います。

料金表第1表に規定する当社の指定するサービス取扱所内を終端とする専用回線に係る基本額の適用を受けているもの	料金表第1表に規定する通信と態様による細目のインターフェースの区別がイーサネットインターフェースのもの以外のものの適用となるもの
---	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年10月22日経企第978号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成14年10月29日から実施します。

ただし、この改正規定中、イーサネット専用サービスに係る専用契約であって、DSL回線に関する部分については平成14年11月18日から、料金表第1表（料金）第4類（イーサネット専用サービスに関する専用料）第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）（6）（取扱所回線多重を利用している場合の終端部分に係る料金の適用）に規定する取扱所回線多重に関する部分及び料金表第1表第4類第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）（8）（加入者回線多重を利用している場合の終端部分に係る料金の適用）に規定する加入者回線多重に関する部分並びに回線制御装置に関する部分については平成14年11月29日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービス又は回線制御装置は、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービス又は回線制御装置とみなして取扱います。

第1種ATM専用サービスであって、料金表に規定するインターフェースの区別がイーサネットインターフェース以外のもの	第1種ATM専用サービスに係るもの
第1種ATM専用サービスであって、料金表に規定するインターフェースの区別がイーサネットインターフェースのもの	イーサネット専用サービスに係るもの
回線制御装置	国際専用サービスに係る回線制御装置

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年12月6日経企第1106号）

（実施期日）

1 この改正規定は平成14年12月13日から実施します。

2 平成14年12月13日から平成15年1月31日までの間に、DSL回線を含む専用回線に係る専用契約の申し込みを当社が承諾し、平成14年12月13日から平成15年4月30日までの間にその専用契約に係る専用回線の提供を開始したものについては、その専用回線の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの12料金月について、

料金表第1表（料金）第4類（イーサネット専用サービスに関する専用料）第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）(10)（中継区間二重化に係る専用回線の基本額の適用）に規定する次表の左欄の部分に代えて、次表の右欄の部分を適用します。

中継区間二重化（専用回線の終端相互間の部分（取扱所回線の部分、加入者回線の部分及びDSL回線の部分を除きます。）を二重化することをいいます。以下第4類において同じとします。）に係る専用回線の基本額は、2（料金額）2-1（基本額）に規定額に0.2を乗じてその専用回線の基本額（この表の(5)欄から(9)欄の適用による場合は、適用した後の額とします。）に含めて適用します。	中継区間二重化（専用回線の終端相互間の部分（取扱所回線の部分、加入者回線の部分及びDSL回線の部分を除きます。）を二重化することをいいます。以下第4類において同じとします。）に係る専用回線の基本額は、2（料金額）2-1（基本額）に規定額に0.0を乗じてその専用回線の基本額（この表の(5)欄から(9)欄の適用による場合は、適用した後の額とします。）に含めて適用します。
--	--

- 3 この附則の2の規定に関わらず、この附則の2に規定する料金は、12料金月を超えての適用はしません。
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月17日経企第1280号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成15年2月24日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取扱います。

イーサネット専用サービスであって、料金表に規定する取扱所回線多重に係る伝送速度の区分が25Mb/sのもの	イーサネット専用サービスであって、料金表に規定する取扱所回線多重に係る伝送速度の区分が25Mb/sのもの
イーサネット専用サービスであって、料金表に規定する取扱所回線多重に係る伝送速度の区分が30Mb/sのもの	イーサネット専用サービスであって、料金表に規定する加入者回線多重に係る伝送速度の区分が30Mb/sのもの

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月17日経企第1270号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年2月25日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 15 年 7 月 25 日経企第 432 号）

この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 15 年 7 月 25 日経企第 436 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成 15 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取扱います。

イーサネット専用サービスであって、料金表第 4 類（イーサネット専用サービスに関する専用料）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）(10) に規定するサービス品質に係る料金の適用となるもの	イーサネット専用サービスであって、料金表第 4 類（イーサネット専用サービスに関する専用料）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）(10)（サービス品質に係る料金の適用）アに規定する故障回復に係る料金の適用となるもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 15 年 8 月 29 日経企第 521 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 5 日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、第 71 条の 8（専用申込の承諾）の規定によりディジタルテレビジョン放送中継サービスに係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とが合意したその専用回線の提供の開始予定日に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかつた場合は、その専用回線の提供が開始されるまでの間、当社が別に定める電気通信サービスを代替として提供します。その場合の料金については、その専用回線に係るディジタルテレビジョン放送中継サービスの料金と同等とします。

附 則（平成 15 年 9 月 24 日経企第 602 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 15 年 9 月 24 日経企第 603 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取扱います。

イーサネット専用サービス	イーサネット専用サービスであって、料金表第4類（イーサネット専用サービスに関する専用料）第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）(1)（種類に係る料金の適用）に規定する第1種イーサネット専用サービスの適用となるもの
--------------	---

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年11月21日経企第807号）

この改正規定は、平成15年12月1日より実施します。

ただしこの改正規定中、料金表第10類－1（映像伝送サービスに関する専用料）2（料金額）2－3（第4種映像伝送サービスに関するもの）2－3－2（加算額）のうち、使用する波長数に係る料金種別が16チャンネルまでのものについては平成16年1月1日より実施します。

附 則（平成15年11月26日経企第816号）

この改正規定は、平成15年12月3日から実施します。

附 則（平成16年1月30日経企第1090号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年2月6日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年5月27日U.S第221号）

- 1 この改正規定は平成16年6月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成16年7月23日U.S第547号）

- 1 この改正規定は平成16年8月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスはそれぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

イーサネット専用サービスであって、料金表第4類(イーサネット専用サービスに関する専用料)第1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)2(料金額)2-1(基本額)2-1-1(基本料)2-1-1-1(第1種イーサネット専用サービスに係るもの)(1)(0.5Mb/sのもの)に規定するイ以外のもの	イーサネット専用サービスであって、料金表第4類(イーサネット専用サービスに関する専用料)第1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)2(料金額)2-1(基本額)2-1-1(基本料)2-1-1-1(第1種イーサネット専用サービスに係るもの)(1)に規定する0.5Mb/sのもの
イーサネット専用サービスであって、料金表第4類(イーサネット専用サービスに関する専用料)第1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)2(料金額)2-1(基本額)2-1-1(基本料)2-1-1-1(第1種イーサネット専用サービスに係るもの)(1)(0.5Mb/sのもの)に規定するDSL回線を含むもの	イーサネット専用サービスであって、料金表第4類(イーサネット専用サービスに関する専用料)第1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)2(料金額)2-1(基本額)2-1-1(基本料)2-1-1-1(第1種イーサネット専用サービスに係るもの)(1)に規定する0.5Mb/sのもの

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年3月2日U.S.第1844号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成17年3月7日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年3月2日U.S.第1964号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年6月20日U.S.第420号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成17年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年7月7日二法eガ第501222号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 17 年 9 月 1 日から実施します。
 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 18 年 1 月 20 日 U S 第 1411 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 17 年 1 月 30 日から実施します。
 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 18 年 3 月 28 日 U S 第 1872 号)

- 1 この改正規定は平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(専用サービスに係る経過措置)

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の専用回線に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

- (1)削除
 (2)高速ディジタル伝送サービスの超高速品目のインターフェースによる区別がハイウェイインターフェース以外のもの
 (3)削除
 (経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスはそれぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

高速ディジタル伝送サービスであつて、料金表第 2 類（高速ディジタル伝送サービスに関する専用料）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの） 1（適用）(2)に規定する高速品目のインターフェースによる区別が Y インターフェース以外のもの	高速ディジタル伝送サービスであつて、料金表第 2 類（高速ディジタル伝送サービスに関する専用料）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）1（適用）(1)に規定する高速品目のもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 18 年 9 月 25 日 GPM 第 600133 号 / 平成 18 年 9 月 26 日 U S 第 942 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 18 年 10 月 1 日から実施します。
 (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 18 年 12 月 7 日 U S 第 1338 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 18 年 12 月 11 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 19 年 1 月 29 日 U S 第 1583 号/平成 19 年 1 月 30 日グ PM 第 600203 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日 U S 第 2040 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。
- 2 削除
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 19 年 4 月 6 日 U S 第 700017 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 19 年 4 月 13 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスはそれぞれこの約款の規定により当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

A T M 専用サービスにおける第 1 種 A	A T M 専用サービス
TM 専用サービス	

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成 19 年 5 月 30 日 U S 第 700403 号)

この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 19 年 12 月 13 日 U S 第 701652 号)

この改正規定は、平成 19 年 12 月 17 日から実施します。

附 則 (平成 19 年 12 月 26 日 U S 第 701718 号)

この改正規定は、平成 20 年 1 月 8 日から実施します。

附 則 (平成 20 年 3 月 21 日 法人二法三第 701044 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 20 年 3 月 31 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 20 年 7 月 30 日 U S 第 800770 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料および工事費の適用については、次のとおりとします。

（1）従前の契約料及び工事費を適用するもの

ア 平成 20 年 7 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札広告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（（2）に該当する場合を除きます。）

（2）別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの

ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 20 年 12 月 17 日 U S 第 801657 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 12 月 18 日から実施します。

附 則（平成 21 年 2 月 28 日 法人二法三第 800932 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 2 月 28 日から実施します。

附 則（平成 21 年 6 月 23 日 U S 第 900556 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 25 日から実施します。

附 則（平成 21 年 6 月 19 日 G S o 1 第 900332 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 30 日から実施します。

附 則（平成 21 年 6 月 24 日 U S 第 900560 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 30 日から実施します。

附 則（平成 21 年 12 月 17 日 B N S サ第 900477 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 12 月 21 日から実施します。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日 B N S ネサ第 000053 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 31 日から実施します。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日 B N S ネサ第 000124 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 (損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
 (その他)
- 4 経企第27号（平成11年7月1日）の附則第11条（一般専用サービス等に関する経過措置）中「(1) 一般専用サービスのI-2（写真・模写伝送）、48kHz、240kHz、100b/s、200b/s、300b/s、1,200b/s及び48kb/sのもの」を、次のように改めます。
 (1) 一般専用サービスの48kHz、1,200b/s及び48kb/sのもの
- 5 同附則の附則別表1（附則第11条に規定する専用回線に関するもの）第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）の2（料金額）の基本額の(1)（分岐回線以外の部分）中「ア I-2（写真・模写伝送）のもの」及びそれに係る表、「ウ 240kHzのもの」及びそれに係る表、「エ 100b/sのもの」及びそれに係る表、「オ 200b/sのもの」及びそれに係る表並びに「カ 300b/sのもの」及びそれに係る表を、それぞれ次のように改めます。
- ア 削除
 ウ 削除
 エ 削除
 オ 削除
 カ 削除
- 6 同附則の附則別表1（附則第11条に規定する専用回線に関するもの）第1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）の2（料金額）の基本額の(2)（分岐回線の部分）の表を次の表に改めます。

料金種別	料 金 額					
ア その分岐回線の終端の回線距離測定局との分岐か所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	<p>(ア) 1,200b/sの専用回線については、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>分岐回線専用料の額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200b/s</td><td>3,500円 (3,780円)</td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 48kb/s及び48kHzの専用回線については、その専用回線の品目に応じ、アの回線距離が「15kmまでのもの」の基本回線専用料の2分の1</p> <p>(ウ) その分岐か所が専用サービス取扱所以外の場所である場合において、分岐か所から引込線のみで分岐しているときは、(ア)及び(イ)の規定にかかわらず、1,000円(1,080円)とします。</p>		品目	分岐回線専用料の額（月額）	1,200b/s	3,500円 (3,780円)
品目	分岐回線専用料の額（月額）					
1,200b/s	3,500円 (3,780円)					
イ その他の分岐回線の場合の分岐回線専用料	<p>その専用回線の品目に応じ、その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐か所の回線距離測定局相互間の回線距離に対応するアの基本回線専用料と同額。</p> <p>ただし、その専用回線の双方の終端の回線距離測定局がそれぞれ異なる電話加入区域内にある場合において、その分岐回線の終端の回線距離測定局が所属する電話加入区域とその分岐か所の回線距離測定局が所属する電話加入区域とが同一であるときは、その専用回線の品目に応じ、上欄に規定する料金額と同額とします。</p>					

ウ 分岐回線について、分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金(専用サービス取扱所において分岐装置により分岐する場合に限ります。)	(ア) 1,200b/sに関するもの	9,000円(9,720円)
	(イ) 48kb/s又は48kHzに関するもの	46,000円(49,680円)

7 同附則の附則別表1(附則第11条に規定する専用回線に関するもの)第1(臨時専用契約以外の契約に関するもの)の3(加算額)の表を次の表に改めます。

料金種別	単位	料金額		
		2線式の場合	4線式の場合	8線式の場合
① 引込線の部分が4線式のとき(48kb/s及び48kHzの場合を除きます。)	引込線1回線ごとに	—	2,500円(2,700円)	—
② 分岐回線の引込線の部分が8線式のとき(48kHzの場合に限ります。)	引込線1回線ごとに	—	—	その分岐回線に適用される分岐回線専用料と同額
③ 48kHzの専用回線であって、新聞紙面等を伝送するための特別装置が装置されている専用回線	1回線ごとに	基本回線専用料及び分岐回線専用料の10分の2		

8 U.S.第2040号(平成19年3月27日)の附則の2(専用サービスに係る経過措置)を次のように改めます。

2 削除

附 則(平成22年10月27日BNSネサ第000143号)

(実施期日)

この改正規定は、平成22年10月27日から実施します。

附 則(平成22年12月22日BNSネサ第000190号)

(実施期日)

この改正規定は、平成22年12月27日から実施します。

附 則(平成23年1月25日BNSネサ第000208号)

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則(平成23年1月28日BNSネサ第000210号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日 B N S ネサ第 000266 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の専用サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（1）削除

（2）高速ディジタル伝送サービスの高速品目のサービスクラスがエコノミークラスのものであって、他社接続回線（株式会社オプテージに係るものに限ります。以下の附則において同じとします。）に係るもの

（3）削除

（4）削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日 B N S ネサ第 000270 号/平成 23 年 3 月 30 日 G S o 1 第 001985 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日 N S ク第 100208 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 経企第 27 号（平成 11 年 7 月 1 日）の附則第 11 条を次のように改めます。

第 11 条 この約款実施の際現に、旧専用約款の規定により提供している一般専用サービスの 1,200b/s 及び 48kb/s のものに関する料金その他の取扱いは、附則別表 1 に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

5 同附則の附則別表 1（附則第 11 条に規定する専用回線に関するもの）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）の 2（料金額）の基本額の(1)（分岐回線以外の部分）中「ア 削除」から「カ 削除」まで及びそれに係る表を削除し、「キ 1,200b/s のもの」及び「ク 48kb/s のもの」をそれぞれ「ア 1,200b/s のもの」及び「イ 48kb/s のもの」に改めます。

6 同附則の附則別表 1（附則第 11 条に規定する専用回線に関するもの）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）の 2（料金額）の基本額の(2)（分岐回線の部分）の表を次の表に改めます。

料金種別	料 金 領				
ア その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐か所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	(ア) 1,200b/s の専用回線については次表に規定する額とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>品 目</th><th>分岐回線専用料の額（月額）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,200b/s</td><td>3,500 円 (3,780 円)</td></tr> </tbody> </table> (イ) 48kb/s の専用回線については、その専用回線の品目に応じ、(1)の回線距離が「15km までのもの」の基本回線専用料の 2 分の 1 (ウ) その分岐か所が専用サービス取扱所以外の場所である場合において、分岐か所から引込線のみで分岐しているときは、(ア)及び(イ)の規定にかかるわらず、1,000 円(1,080 円)とします。	品 目	分岐回線専用料の額（月額）	1,200b/s	3,500 円 (3,780 円)
品 目	分岐回線専用料の額（月額）				
1,200b/s	3,500 円 (3,780 円)				
イ 他の分岐回線の場合の分岐回線専用料	その専用回線の品目に応じ、その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐か所の回線距離測定局相互間の回線距離に対応する(1)の基本回線専用料と同額。 ただし、その専用回線の双方の終端の回線距離測定局がそれぞれ異なる電話加入区域内にある場合において、その分岐回線の終端の回線距離測定局が所属する電話加入区域とその分岐か所の回線距離測定局が所属する電話加入区域とが同一であるときは、その専用回線の品目に応じ、上欄に規定する料金額と同額とします。				
ウ 分岐回線について、分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金（専用サービス取扱所において分岐装置により分岐する場合に限ります。）	(ア) 1,200b/s に関するもの 9,000 円 (9,720 円) (イ) 48kb/s に関するもの 46,000 円 (49,680 円)				

7 同附則の附則別表 1（附則第 11 条に規定する専用回線に関するもの）第 1（臨時専用契約以外の契約に関するもの）の「3 加算額」を「加算額」に改め、（加算額）に係る表を次の表に改めます。

料 金 種 別	単 位	料 金 領
引込線の部分が 4 線式のとき(48kb/s の場合を除きます。)	引込線 1 回線ごとに	2,500 円 (2,700 円)

附 則（平成 24 年 6 月 29 日 N S 才第 200112 号）

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 24 年 8 月 24 日 S S 一第 205113 号）

この改正規定は、平成 24 年 8 月 30 日から実施します。

附 則（平成 25 年 4 月 26 日 N S ク第 300023 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 U S 第 1872 号（平成 18 年 3 月 28 日）の附則の 1(3) 及び B N S ネサ第 000266 号（平成 23 年 3 月 25 日）の附則の 2(1) を平成 25 年 5 月 1 日をもって削除します。
- 附 則（平成 25 年 4 月 26 日 S S 1 S 第 300873 号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 8 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成 25 年 11 月 22 日 N S ク第 300210 号）
この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。
- 附 則（平成 26 年 3 月 25 日 N S ク第 300335 号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 4 U S 第 1872 号（平成 18 年 3 月 28 日）の附則の 1 の(1) を平成 26 年 4 月 1 日をもって削除します。
- 附 則（平成 26 年 3 月 25 日 N S ク第 300337 号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成 26 年 3 月 25 日 N S ク第 300340 号）
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 附 則（平成 27 年 8 月 18 日 N S ク第 500144 号）
この改正規定は、平成 27 年 8 月 19 日から実施します。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日 N S ク第 500320 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき締結した次表の左欄の電気通信サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において解除し、次表の右欄の電気通信サービスに係る契約に移行したものとします。

専用サービス契約約款	Universal One サービス契約約款（第 8 編）
専用サービス	Universal One サービス第 6 種
高速ディジタル伝送サービス	高速ディジタル伝送サービス
超高速品目に係るもの	超高速品目に係るもの
イーサネット専用サービス	イーサネット専用サービス

- 3 N S ク第 300340 号（平成 26 年 3 月 25 日）の附則の 2 の規定をこの改正規定実施の日をもって廃止します。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定により締結された契約に係る期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、この附則の 2 の表の右欄の電気通信サービスに係る契約において、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、改正前の規定により生じた支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、改正前の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日 N S ク第 500451 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 28 年 8 月 17 日 N S ク第 00073920 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 22 日から実施します。

附 則（平成 29 年 2 月 22 日 N S ク第 00149952 号）

この改正規定は、平成 29 年 2 月 25 日から実施します。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 N S ク第 00171889 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 4 N S ク第 500320 号（平成 27 年 12 月 24 日）の附則の 3 のただし書きを削除します。

附 則（平成 29 年 4 月 26 日 N S ク第 00186269 号）

この改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成 29 年 6 月 27 日 N S ク第 00209468 号）

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 29 年 7 月 28 日 N S ク第 00221493 号）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 3 日から実施します。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日 N S オ第 00323192 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している長期高額利用に係る基本額の割引（その長期高額利用回線群に当社の I P 通信網サービスに係る契約を含むものに限ります。）に関する割引適用条件については、その長期高額利用回線群から全ての I P 通信網サービスに係る契約が除外されるまでの間、なお従前とおりとします。

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前とおりとします。

附 則（平成 30 年 4 月 20 日 N S ク第 00336780 号）

この改正規定は、平成 30 年 4 月 27 日から実施します。

附 則（平成 30 年 4 月 25 日 N S ク第 00338685 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前とおりとします。

（その他）

4 経企第 27 号（平成 11 年 7 月 1 日）の附則第 11 条（一般専用サービス等に関する経過措置）を削除します。

5 同附則の附則別表 1（附則第 11 条に規定する専用回線に関するもの）を削除します。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日 N S ク第 00395102 号）

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（平成 31 年 1 月 25 日 N S ク第 00442890 号）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 31 年 3 月 12 日 N S ク第 00464624 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（その他）

2 B N S ネサ第 000266 号（平成 23 年 3 月 25 日）の附則の 2 を次のように改めます。

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の専用サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前とおりとします。

（1）削除

（2）高速ディジタル伝送サービスの高速品目のサービスクラスがエコノミークラスのものであつて、他社接続回線（株式会社オプテージに係るものに限りま

す。以下この附則において同じとします。）に係るもの

（3）削除

(4) 削除

附 則（令和元年6月26日N S ク第00513794号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年6月30日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年8月23日N S ク第00534568号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年2月27日N S ク第00609824号）

この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。

ただし、第122条の3（専用サービスの廃止）及び第122条の4（専用契約者に対する通知）については、令和2年3月31日から実施します。

附 則（令和2年3月18日N S ク第00621683号）

この改正規定は、令和2年3月19日から実施します。

附 則（令和元年12月25日N S ク第00585837号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年2月14日N S ク第00603375号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和3年1月13日D P S サ第00732029号）

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則（令和3年12月23日D P S サ第00863320号）

この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。

ただし、この改正規定中、第70条の2（専用回線の移転）の規定の改正は、令和4年1月27日から実施します。

附 則（令和4年2月1日D P S サ第00876005号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年2月4日から実施します。
(経過措置)
- 2 N S オ第00323192号（平成30年3月26日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則（令和4年3月18日D P S サ第00897179号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年3月31日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年1月7日DPSサ第00867003号）

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則（令和4年12月26日CNS1サ第01000451号）

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則（令和5年3月16日CNSデ第01033810号）

この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。

附 則（令和5年6月20日CNSデ第000400000526-01号）

この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

附 則（令和6年1月17日CNS2サ第000400004236-01号）

この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

附 則（令和7年2月5日CNS1サ第000400009260-01号）

この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

附 則（令和7年3月21日CNS1サ第000400009875-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和7年6月16日CNS企第000400002478-01号）

この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。

附則別表

附則別表 1 削除

附則別表2 高額利用割引の特例措置

1 当社は、この高額利用割引の特例措置を選択した専用契約者の専用回線のうち、一般専用サービス、高速ディジタル伝送サービス及びATM専用サービスに係るすべての専用回線（以下この表において「特例対象回線」といいます。）について、次に規定する額の割引を行います。

(1) 一般専用サービスに係る割引額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の一般専用サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計し、その合計額に次表に規定する割引率を乗じて得た額

$$\text{割引額} = \text{特例対象回線の基本額} \times$$

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の一般専用サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計した額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の一般専用サービスに係るすべての特例対象回線の基本額の合計	割引率
200万円(220万円)を超える部分	2%
500万円(550万円)を超える部分	3%
1,000万円(1,100万円)を超える部分	4%

(2) 高速ディジタル伝送サービスに係る割引額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の高速ディジタル伝送サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計し、その合計額に次表に規定する割引率を乗じて得た額

$$\text{割引額} = \text{特例対象回線の基本額} \times$$

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の高速ディジタル伝送サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計した額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の高速 ディジタル伝送サービスに係るすべての特例対象回線の基本額の合 計	割引率
200万円(220万円)を超える部分	2%
500万円(550万円)を超える部分	3%
1,000万円(1,100万円)を超える部分	4%
3,000万円(3,300万円)を超える部分	5%
5,000万円(5,500万円)を超える部分	6%
1億円(1.1億円)を超える部分	7%

(3) ATM専用サービスに係る割引額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のATM専用サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計し、その合計額に次表に規定する割引率を乗じて得た額

割引額＝特例対象回線の基本額 ×

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のATM専用サービスに係るすべての特例対象回線について、この約款又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める基本額（高額利用割引の特例措置の適用前の額とします。）を合計した額

当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のATM専用サービスに係るすべての特例対象回線の基本額の合計	割引率
200万円(220万円)を超える部分	2%
500万円(550万円)を超える部分	3%
1,000万円(1,100万円)を超える部分	4%
3,000万円(3,300万円)を超える部分	5%
5,000万円(5,500万円)を超える部分	6%
1億円(1.1億円)を超える部分	7%

- 2 割引額の計算は、料金月単位で行います。
- 3 当社は、専用契約者からこの特例措置の適用の廃止の申出があったとき又は東日本電信電話株式会社若しくは西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に定める高額利用割引の特例措置の適用の廃止があったときは、この特例措置の適用を廃止します。